

追加型株式投資信託 / 分配金複利けいぞく投資可能

グローバル・ソブリン・オープン

毎月決算型



投資信託説明書
(目論見書)

2006.8

国際投信投資顧問

* 本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

追加型株式投資信託 / 分配金複利けいぞく投資可能

グローバル・ソブリン・オープン

毎月決算型

投資信託説明書
(交付目論見書)

2006.8

国際投信投資顧問

* 本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- 1.この目論見書により行うグローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成18年2月17日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月18日にその届出の効力が発生しております。また同法第7条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成18年4月3日、平成18年5月15日および平成18年8月17日に関東財務局長に提出しております。
- 2.グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)は、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがってファンドは元本が保証されているものではありません。
- 3.本書は証券取引法(昭和23年法第25号)第13条第2項第1号の規定に基づく目論見書です。
- 4.証券取引法(昭和23年法第25号)第13条第2項第2号に規定する「ファンドの詳細情報」を記載した請求目論見書は投資者から請求された場合に交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者も自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。なお、当該内容は金融庁のEDINET(電子開示システム)および委託会社のホームページで閲覧することができます。

- ・ ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・ 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- ・ 登録金融機関は、証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。
- ・ 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- ・ 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

— < 金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項 > —

当ファンドは、主に国内外の債券を投資対象としています。したがって、当ファンドの基準価額は、組入れた債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。また、組入れた債券の発行者の経営・財務状況の変化またはそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。

発行者名	: 国際投信投資顧問株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 増田 健一
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	: グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額	: 上限10兆円
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税等の税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、国際投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「その他の情報」中の「■振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および「■振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「管理及び運営の概要」中の「5 約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在のすべての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

くわしくは後述の「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容案について」をご覧ください。

以上

目 次

ファンドの概要	01
ファンドの性格	03
● ファンドの目的	
● ファンドの基本的性格	
● 信託金の限度額	
● ファンドの仕組み	
● 委託会社が関係法人と締結している契約の概要	
運用の特色	07
投資方針	11
● 基本方針	
● 投資態度	
● 投資対象	
● 運用の形態等	
● 投資制限	
運用体制	15
投資リスク	17
投資リスクに対する管理体制(管理体制)	19
分配方針	21
● 収益分配方針	
● 分配対象収益額の範囲	
● 分配対象収益についての分配方針	
● 留保益の運用方針	
● 収益の分配方式	
● 収益分配金の交付	
● 収益分配金に対する課税	
手続等の概要	25
● 申込期間	
● 申込取扱場所(販売会社)	
● 申込(販売)手続等	
● 換金(解約)手続等	

CONTENTS



手数料等及び税金..... 33

- 申込手数料
- 換金(解約)手数料
- 信託報酬等
- その他の手数料等
- 課税上の取扱い

管理及び運営の概要..... 41

- 資産の評価
- 信託期間
- 計算期間
- ファンドの償還条件等
- 約款の変更

運用状況..... 45

- 投資状況
- 投資資産
- 運用実績

財務ハイライト情報..... 53

その他の情報..... 55

- 内国投資信託受益証券の形態等
- 発行(売出)価額の総額
- 振替機関に関する事項
- 振替受益権について
- 既発行受益証券の振替受益権化について
- 日本以外の地域における発行
- 委託会社の概況
- 内国投資信託受益証券事務の概要

ファンドの詳細情報の項目(詳細情報の項目)..... 59

グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)約款..... 62

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド約款..... 86





ファンドの概要



本概要は、目論見書の記載内容を要約したものです。

詳細につきましては、目論見書の該当箇所をご覧ください。

項 目	内 容
ファンドの名称	グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型) (以下「ファンド」という場合があります。)
商品分類	追加型株式投資信託 / 分配金複利けいぞく投資可能
運用の基本方針	ファミリーファンド方式により、世界主要先進国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。なお、ファンドの主要投資対象であるグローバル・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)の投資態度は以下の通りです。 世界主要先進国の国債、政府機関債等(原則としてA格以上のもの)に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。 国別資産配分については、投資対象国毎に債券投資収益率予測(金利予測)と為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適*な組合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。(ポートフォリオの構築過程では定量および定性的要素が勘案されます。) 円投資家の立場から最適*な国別の資産配分(カントリー・アロケーション)を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。 *「最適」とは結果として最適となることを意味するものではありません。
主要投資対象	マザーファンド受益証券を通じて世界主要先進国のソブリン債券を主要投資対象とします。 ファンドは、OECD加盟国(平成18年6月末現在30ヵ国)のうち、信用力の高い国(A格以上のもの)の債券を主要投資対象とします。
主な投資制限	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。 *くわしくは、「投資制限」を参照してください。
価格変動リスク	公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。 *くわしくは、「投資リスク」を参照してください。
当初設定日	平成9年12月18日
信託期限	無期限
決算日	毎月17日(休業日のときは翌営業日)
お申込期間	平成18年2月18日から平成19年2月15日まで。 ただし、お申込みの受付は日本における販売会社の営業日に限り行われます。 *お申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

項 目	内 容		
お申込単位	(当初元本1口 = 1円)		
	分配金受取コース	分配金複利けいぞく投資コース	
	1万口単位または 1万円以上1円単位です。	1万円以上1円単位です。	
	(販売会社によりコースの名称が異なる場合があります。以下同じ。) * ただし、分配金複利けいぞく投資コースに係る収益分配金の再投資によるお申込みについては、1円単位とします。 * なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいはお申込単位が異なる場合があります。		
お申込価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 * お申込受付時間は、原則として午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社が受付けたものを当日のお申込みとします。		
お申込手数料	お申込みになる販売会社により異なります。		
	手数料率	お申込口数に応じ、 基準価額に対して	1億口未満の場合 上限1.575% (税抜1.500%) 1億口以上の場合 上限1.050% (税抜1.000%)
		お申込代金に応じ、 基準価額に対して	1億円未満の場合 上限1.575% (税抜1.500%) 1億円以上の場合 上限1.050% (税抜1.000%)
		お申込金額に応じ、 基準価額に対して	1億円未満の場合 上限1.575% (税抜1.500%) 1億円以上の場合 上限1.050% (税抜1.000%)
* お申込手数料は消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。			
信託報酬	純資産総額に対して年1.3125% (税抜1.2500%)の率を乗じて得た額とします。 * 信託報酬は消費税等相当額を含みます。		
監査費用	純資産総額に対して年0.0042% (税抜0.0040%)以内の率を乗じて得た額とします。 * 監査費用は消費税等相当額を含みます。		
収益分配	毎月17日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。		
	分配金受取コース	分配金複利けいぞく投資コース	
換金単位	収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。		
	収益分配金は、税金を差引いた後、自動けいぞく投資契約に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。		
換金単位	販売会社が定める単位とします。		
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 * 換金のお申込受付時間は、原則として午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社が受付けたものを当日の換金請求とします。		
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。		
換金代金のお支払い	原則として換金の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。		

* ご投資者のみなさまにおかれましては、ファンドの内容およびリスクなどについてご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。



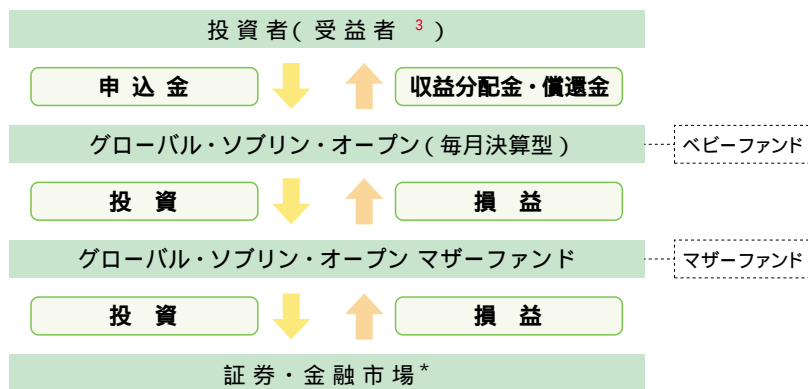
ファンドの性格



1 ファンドの目的

ファミリーファンド方式¹により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産²の成長をはかることを目的として運用を行います。

図1 ファミリーファンド方式の仕組み



*ファンドの主な投資対象は世界主要先進国のソブリン債券です。

2 ファンドの基本的性格

追加型⁴株式投資信託⁶です。

3 信託金の限度額

10兆円です。

* 信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

1 ファミリーファンド方式

受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

2 信託財産

ファンドにおいて運用される債券や株式などの有価証券や現金などの財産をいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。

3 受益者

ファンドを取得した投資者のことです。

4 追加型投資信託

ファンド設定後も、いつでも取得の申込みができるファンドをいいます。オープン型投資信託ともいいます。(単位型投資信託⁵)

5 単位型投資信託

取得の申込みがファンドの設定前に限られているファンドをいいます。スポット型投資信託ともいいます。(追加型投資信託)

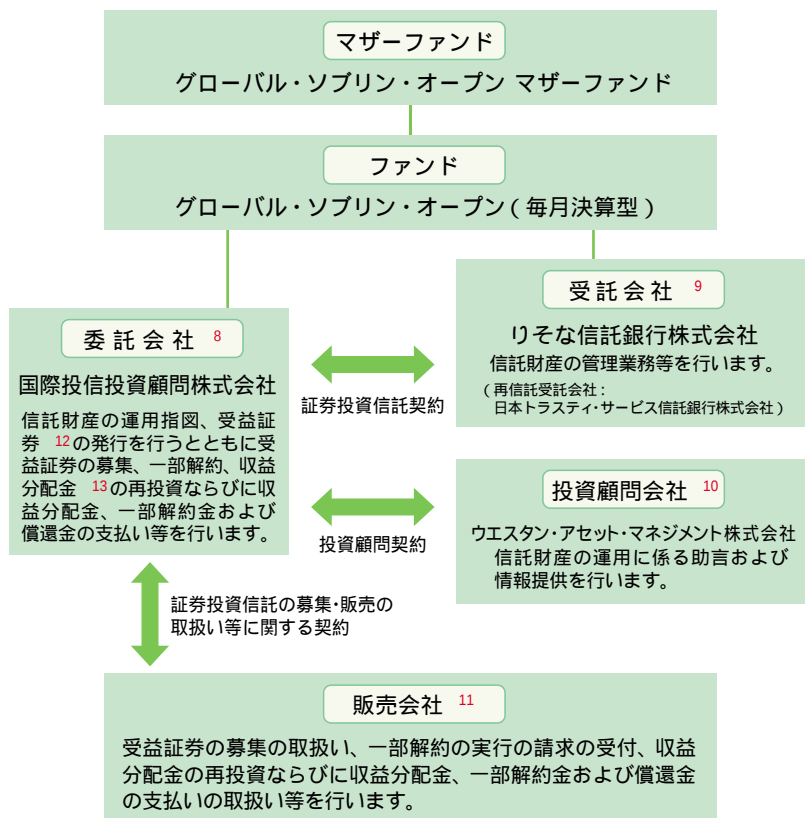
6 株式投資信託

株式を約款上、少しでも組入れることが可能なファンドを株式投資信託といいます。主として債券に投資するファンドであっても、株式に投資できるファンドは株式投資信託に分類されます。(公社債投資信託⁷)

7 公社債投資信託

主に公社債や短期金融商品で運用し、約款上、株式には一切投資できないファンドをいいます。

図2 委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割



販売会社の照会先は以下の通りです。

お問い合わせ先

国際投信投資顧問株式会社(信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」という場合があります。)

☎ 0120-759311

受付時間: 委託会社の営業日の午前9時～午後5時(半休日のときは午前9時～正午)

ホームページアドレス <http://www.kokusai-am.co.jp>

8 委託会社

信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行う運用会社で、委託者ともいいます。

商品性格や運用方針などを決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行う会社です。また、投資者に商品を紹介する書類(目論見書)や運用内容・結果を説明する書類(運用報告書)の作成などを行います。

9 受託会社

信託財産の保管や管理を行う信託会社または信託業務を行う銀行で、受託者ともいいます。

信託契約の締結、信託財産の保管や管理、信託財産の計算(受益証券の基準価額の計算を含みます)、受益証券の認証、外国証券を保管や管理する外国の保管銀行への指示または連絡などの業務を行います。

10 投資顧問会社

信託財産の運用に必要な情報提供や助言を行う会社です。

国内系運用会社が外国証券へ投資を行うときに投資アドバイザーとして外国の運用会社から、または外資系の運用会社が本国から投資アドバイスなどを受ける場合があります。

11 販売会社

ファンドを実際に募集する、窓口になる会社のことです。具体的には証券会社、銀行、保険会社などです。

12 受益証券

ファンドの収益を受ける権利(受益権)を表示した有価証券の一つで、委託会社が発行します。原則として無記名ですが、記名式にすることもできます。

13 収益分配金

決算が行われた際、運用により得た収益から受益者に支払われるものです。金額は、収益分配方針に沿って委託会社が決定しますが、支払われない場合もあります。



5 委託会社が関係法人と 締結している契約の概要

・証券投資信託契約(委託会社と受託会社との契約)

証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益証券の取扱い方法等が定められています。

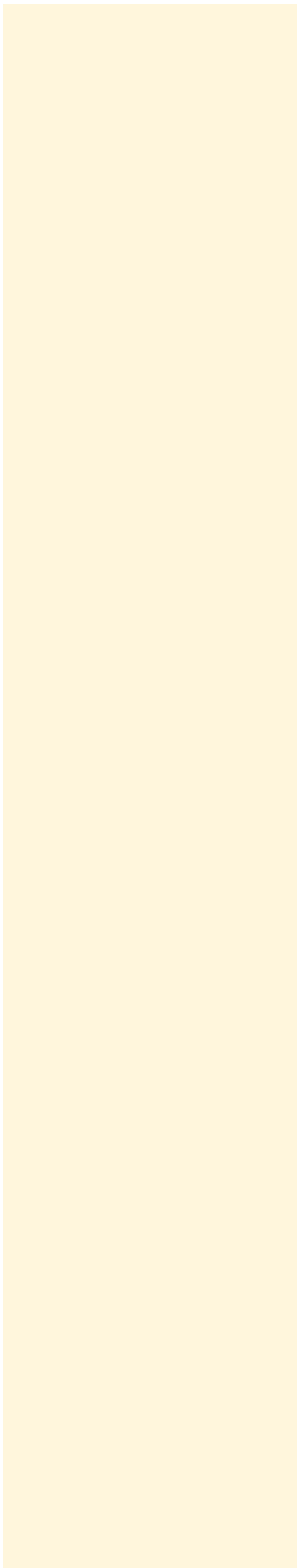
・投資顧問契約(委託会社と投資顧問会社との契約)

ファンドの運用のための情報および助言等の提供についての方法ならびに投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。

・証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約 (委託会社と販売会社との契約)

受益証券の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

ファンドの概要
ファンドの性格
運用の特色
投資方針
運用体制
投資リスク
管理体制
分配方針
手続等の概要
手数料等及び税金
管理及び運営の概要
運用状況
財務ハイライト情報
その他の情報
詳細情報の項目
約款





運用の特色



ファミリーファンド方式により、世界主要先進国のソブリン債券¹⁴に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

* 資金動向や市況動向によっては、以下のような運用ができない場合があります。



ファンドは、OECD加盟国(平成18年6月末現在30ヵ国)のうち、信用力の高い国(原則としてA格以上のもの)の債券を主要投資対象とします。平成18年6月末現在、主要投資対象国は次の通りです。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ、日本



債券には、その元本および利息の支払いの確実性の度合いにより、格付機関(Moody's社、S&P社等)によって格付け¹⁵がなされています。ファンドが投資対象とする各国の債券にはいずれも、原則としてA格以上(以下の赤い字の部分)の格付けがなされています。

図3 格付けのしくみ

	Moody's社	S&P社	
高い信用力 ↑ 格付け ↓ 低い信用力	Aaa	AAA	投資適格債
	Aa	AA	
	A	A	
	Baa	BBB	
	Ba	BB	高利回り債 (ハイイールド・ボンド ¹⁶)
	B	B	
	Caa	CCC	
	Ca	CC	
	C	C	
		D	

* グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)は、原則としてA格以上の債券に投資しています。

14 ソブリン債券

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

15 格付け

債券などの元本や利息が償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。格付評価機関が債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性等を分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

16 ハイイールド・ボンド

格付機関から付与される格付けが投資適格に満たない債券(BB格(Ba格)相当以下の格付けの債券)のことをいいます。

図4 OECD加盟国の格付状況

	Moody's社	S&P社
オーストラリア	Aaa	AAA
オーストリア	Aaa	AAA
カナダ	Aaa	AAA
デンマーク	Aaa	AAA
フィンランド	Aaa	AAA
フランス	Aaa	AAA
ドイツ	Aaa	AAA
アイルランド	Aaa	AAA
ルクセンブルグ	Aaa	AAA
オランダ	Aaa	AAA
ニュージーランド	Aaa	AAA
ノルウェー	Aaa	AAA
スペイン	Aaa	AAA
スウェーデン	Aaa	AAA
スイス	Aaa	AAA
イギリス	Aaa	AAA
アメリカ	Aaa	AAA
アイスランド	Aaa	AA +
ベルギー	Aa1	AA +
イタリア	Aa2	AA -
ポルトガル	Aa2	AA -
チェコ	A1	A
ギリシャ	A1	A
ハンガリー	A1	BBB +
日本	A2	AA -
スロバキア	A2	A
ポーランド	A2	A -
韓国	A3	A +
メキシコ	Baa1	A
トルコ	Ba3	BB

* 赤い字で記載された22カ国がグローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)の投資対象国です。

* 上記の各国の格付状況は、平成18年6月末現在の自国通貨建長期債務格付けであり、今後、各国の政治、経済、社会情勢等により変更になることがあります。



ファンドは安定したインカムゲイン¹⁷の確保に加え、金利変動等に伴う債券価格の変動リスクおよび為替変動リスクを管理することにより、キャピタルゲイン¹⁸の獲得を目指します。ポートフォリオの構築にあたっては、期待される債券予想収益と為替予想収益を総合的に判断したうえで、円投資家の立場から最適^{*}な国別資産配分(カントリー・アロケーション)を決定し、債券ポートフォリオを構築します。

^{*}「最適」とは結果として最適となることを意味するものではありません。

■ 為替の管理について

為替については、ファンダメンタルズ分析、為替定量モデルによる分析およびファンドマネージャーの判断などを総合的に勘案し、中期的な為替動向を予測したうえで、各投資対象国(通貨)毎の対円予想収益率を算定します。

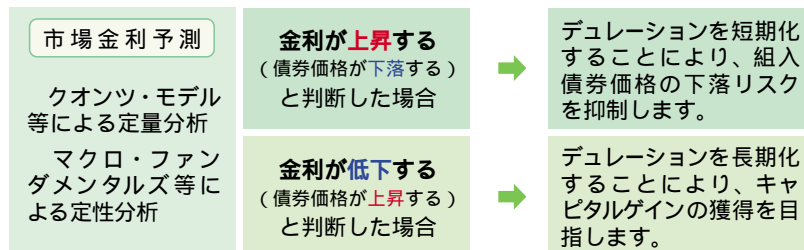
ファンドの運用期間中においては、常時、為替市場のモニタリングを行い、市場の動きが基準価額¹⁹に大きく影響することが予想された場合には、為替ポジションを調整(カントリー・アロケーションの変更およびデリバティブによる一時的な為替ヘッジ²¹)することで、ファンド収益の確保・向上をはかります。

■ デュレーション²²の管理について

ポートフォリオのデュレーションはベンチマークを基本(当初設定時は5年程度)としますが、市場金利予測に基づき、±3年程度の範囲で調整します。

デュレーションの調整は、投資対象国毎の短・中・長期債の配分をコントロールすることにより行いますが、市場動向によっては債券先物・オプション等を利用することもあります。

図5 デュレーションの調整



17 インカムゲイン

債券の利子、株式の配当、預金の利息等から得られる収益のことです。

18 キャピタルゲイン

債券、株式、先物取引など有価証券の値上がりによる収益のことです。反対に値下がりによる損失をキャピタルロスといいます。

19 基準価額

ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額²⁰)をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。)基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

20 純資産総額

ファンドに組入れられている公社債や株式等をすべて時価評価し、公社債等の利息や株式の配当金などの収入を加えたものから未払金などの負債総額や投資信託の運用に必要な費用などのコストを差引いたもので、ファンドの規模を表す数字として利用されます。

21 為替ヘッジ

外貨建資産に投資する場合、円高が進むと為替差損によって基準価額が値下がりする場合があります。この為替変動によるリスクを軽減する手段の一つです。ただし為替ヘッジを行うと、円安になった場合でも為替差益による基準価額の上昇はあまり望めなくなります。また為替ヘッジ取引には、およそ内外の短期金利差に相当するコストがかかります。

22 デュレーション

「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標です。値が大きいくほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動(感応度)が大きくなります。

シティグループ世界国債インデックス²³(円ベース、日本を含む)をベンチマーク²⁴として運用を行います。

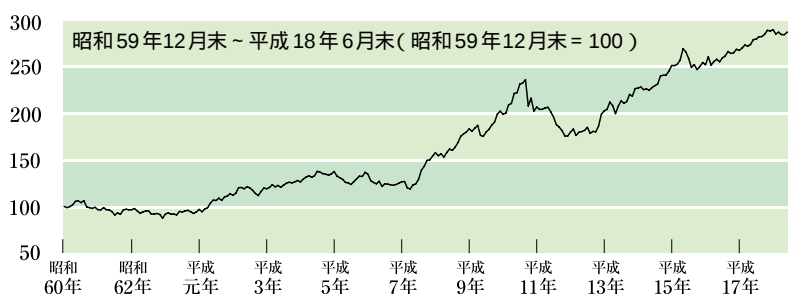
ファンドは、シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)対象国：平成18年7月1日現在22カ国)を上回る投資成果を目指し、運用を行います。

図6 シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)の構成

国名	構成比 (%)	平均終利 (%)	デュレー ション	国名	構成比 (%)	平均終利 (%)	デュレー ション
アメリカ	20.19	5.25	4.96	ポルトガル	0.86	3.91	5.37
ドイツ	9.53	3.83	5.55	スウェーデン	0.82	3.60	4.36
イタリア	8.74	4.10	6.80	デンマーク	0.76	3.87	4.90
フランス	8.13	3.86	5.95	スイス	0.74	2.65	6.89
イギリス	5.53	4.62	8.73	ポーランド	0.65	5.32	3.73
スペイン	3.35	3.85	5.74	フィンランド	0.57	3.75	4.27
ベルギー	2.63	3.86	5.76	アイルランド	0.41	3.85	5.69
オランダ	2.25	3.82	5.37	オーストラリア	0.32	5.80	4.55
カナダ	1.90	4.55	6.87	シンガポール	0.28	3.29	4.58
ギリシャ	1.87	4.04	5.68	ノルウェー	0.21	4.10	4.83
オーストリア	1.54	3.89	5.94	日本	28.73	1.40	5.78
				合計	100.00	3.51	5.82

* 上記のデータは、平成18年7月1日時点であり、今後、市況動向等により変更される場合があります。

図7 シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)の推移



* 上記のグラフはあくまでもインデックスの過去の推移であり、ファンドの将来の成果を約束するものではありません。

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。なお、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー(本部所在地：米国カリフォルニア州)の日本拠点です。

23 シティグループ世界国債インデックス

シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券インデックスで、昭和59年12月末を100とする世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

24 ベンチマーク

運用の目標とする基準、あるいはパフォーマンス(運用実績)を評価する基準のことをいいます。日経平均株価やTOPIX(東証株価指数)などの指数が多く利用されています。



投資方針



基本方針

ファンド	マザーファンド
ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。	高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

投資態度

ファンド	マザーファンド
主として、グローバル・ソブリン・オープンマザーファンド受益証券を通じて世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。	■ 世界主要先進国の国債、政府機関債等（原則としてA格以上のもの）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。 ■ 国別資産配分については、投資対象国毎に 債券投資収益率予測（金利予測）と 為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適*な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。（ポートフォリオの構築過程では定量および定性的要素が勘案されます。） ■ 円投資家の立場から最適*な国別の資産配分（カントリー・アロケーション）を行うことにより、リスクの管理とリターン追求をはかります。 *「最適」とは結果として最適となることを意味するものではありません。

* 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

投資対象

ファンド	マザーファンド
主として、マザーファンド受益証券を通じて世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。	世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）を主要投資対象とします。

* くわしくは、投資信託約款を参照してください。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

投資制限

< ファンドに関する主な投資制限 >

- マザーファンドへの投資（約款 運用の基本方針 3．投資制限(1)）
マザーファンドへの投資は、制限を設けません。
- 株式への投資（約款 運用の基本方針 3．投資制限(2)）
株式への実質投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- 同一銘柄の株式への投資制限（約款 運用の基本方針 3．投資制限(3)）
同一銘柄の株式への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款 運用の基本方針 3．投資制限(4)）
同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 3．投資制限(7)）
外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

< マザーファンドに関する主な投資制限 >

- 株式への投資（約款 運用の基本方針 3．投資制限(1)）
株式への投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - 同一銘柄の株式への投資制限（約款 運用の基本方針 3．投資制限(2)）
同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款 運用の基本方針 3．投資制限(3)）
同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - 外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 3．投資制限(6)）
外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- * くわしくは、投資信託約款を参照してください。

< 法令による投資制限 >

- 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第16条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

- 先物取引等の評価損の制限(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号)
 委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の **a** および **b** に掲げる額ならびに **c** および **d** に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

- a** 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損
- b** 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使にともない発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- c** 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- d** 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

■ その他

平成18年6月末現在、「グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)」以外で「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資を行っている他のファンド(投資を行う予定の他のファンドを含みます。)は以下の通りです。また、今後も「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

- グローバル・ソブリン・オープン (3ヵ月決算型)
- グローバル・ソブリン・オープン (1年決算型)
- グローバル・ソブリン・オープン (DC年金)
- グローバル・ソブリン・オープン VA (適格機関投資家専用)
- グローバル・ソブリン・オープン VA2 (適格機関投資家専用)
- グローバル・ソブリン・オープン VA3 (適格機関投資家専用)



運用体制



1

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。

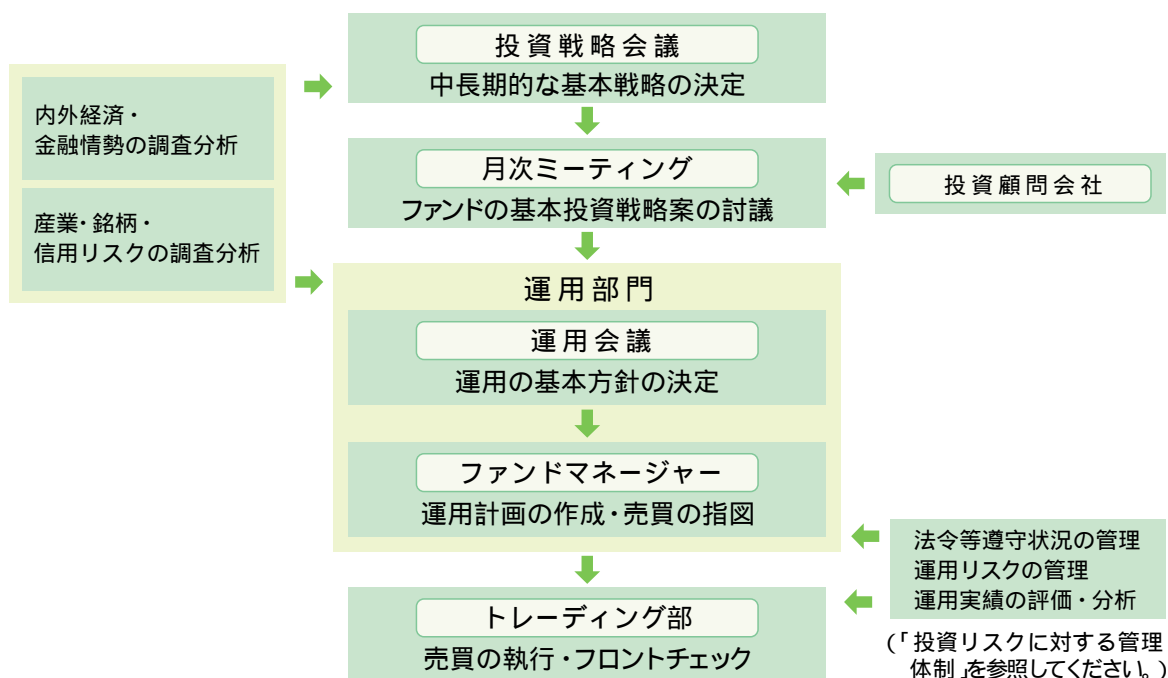
会 議	役 割 ・ 機 能
投資戦略会議	原則として月1回投資戦略会議を開催し、内外の投資環境を踏まえ、中長期的な基本戦略の決定を行います。なお、会議に先立ち投資戦略委員会を開催し、投資環境の分析および検討を行います。
運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用の基本方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。
組 織	役 割 ・ 機 能
運用部門 (ファンドマネージャー)	ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

2

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

- 委託会社は、証券投資信託業務の方法を「業務方法書」に「投資信託委託業の運営については、その本旨に則り受益者本位に徹してこれを行うものとする。」と定めています。また、社内の組織規程において「ファンドの運用方針を決定する機関として運用会議を置く。」と記載するなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー(運用担当者)の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規程」を定めています。

図8 委託会社の運用体制

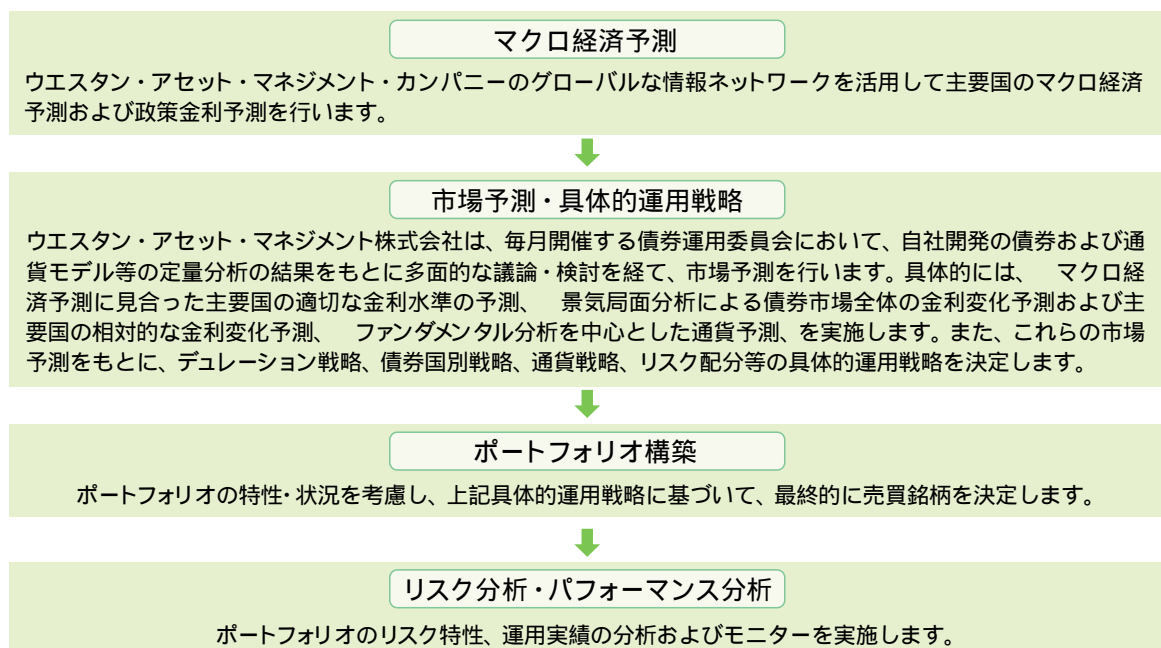


* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

3

ファンドの投資顧問会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社」の運用体制は次の通りです。

図9 投資顧問会社の運用体制





投資リスク



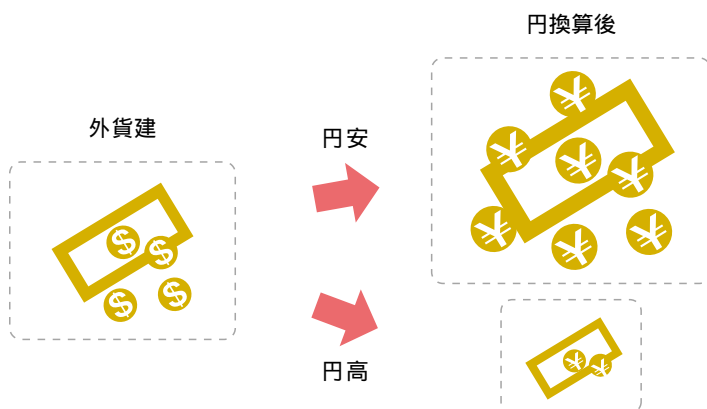
ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

組入れられた有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

■ 為替変動リスク

外貨建資産に投資を行っていますので、投資している国の通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。

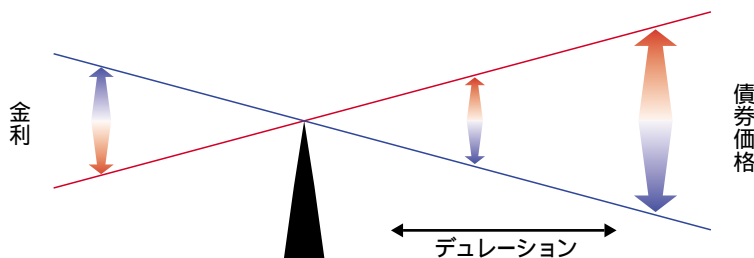
図10 為替の動き



■ 金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デューレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデューレーションを長くしている時には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

図11 金利の変動と債券価格の関係



■ 信用リスク

原則として投資格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

■ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量などの状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

■ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受けファンドの基準価額が変動することがあります。

■ ベンチマークについての留意点

「シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。また、当該ベンチマークが下落(上昇)する局面では、通常、ファンドの基準価額も下落(上昇)します。

■ その他の主な留意点

- ・ 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。



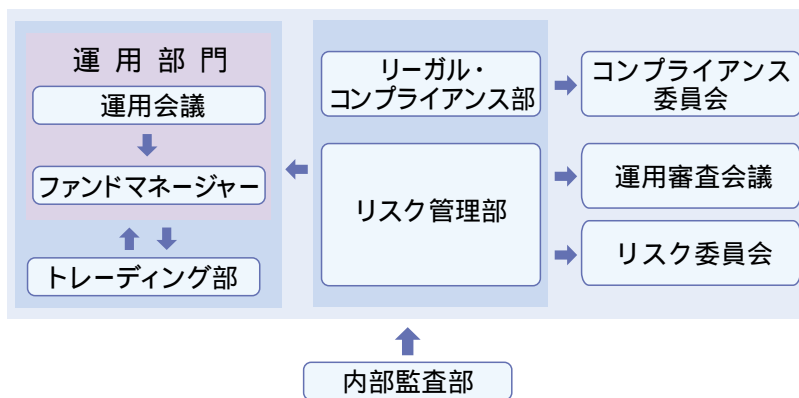
投資リスクに対する管理体制



委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

* 組織変更等により、名称および内容は変更となる場合があります。

図12 委託会社のリスク管理体制図



■ トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

■ リーガル・コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

■ リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善方法等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

■ 内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

■ その他

投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- ・ コンプライアンス委員会(原則、毎月開催)において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- ・ 運用審査会議(原則、毎月開催)において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- ・ リスク委員会(原則、毎月開催)において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。



分配方針



1 収益分配方針

毎月17日(休業日のときは翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。



2 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。



3 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。



4 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本的考え方に則した運用を行います。

- 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - ・ 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - ・ 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。



収益分配金の交付

■ 分配金受取コース

収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

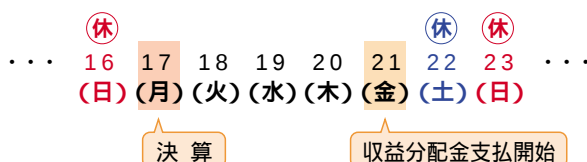
■ 分配金複利けいぞく投資²⁵コース

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資約款^{*}」に基づく契約に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

図13 収益分配金の支払い

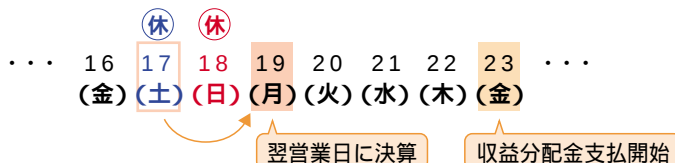
■ 決算日が営業日の場合



■ 決算日が営業日で休業日をはさむ場合



■ 決算日が休業日の場合



^{*} 決算日が休業日のときは、翌営業日に決算を行います。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）から支払います。

なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。「分配金複利けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

25 分配金複利けいぞく投資 (自動けいぞく投資)

ファンドが収益分配を行うつど、収益分配金を、税引き後、無手数料で同一ファンドに自動的に全額再投資する仕組みのことで、

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金²⁶」と、非課税扱いとなる「特別分配金²⁷」（元本の一部払戻しに相当します。）があります。

収益分配金落ち後の基準価額が、個別元本²⁸と同額もしくは上回っている場合には、収益分配金の全額が「普通分配金」として課税対象となります。

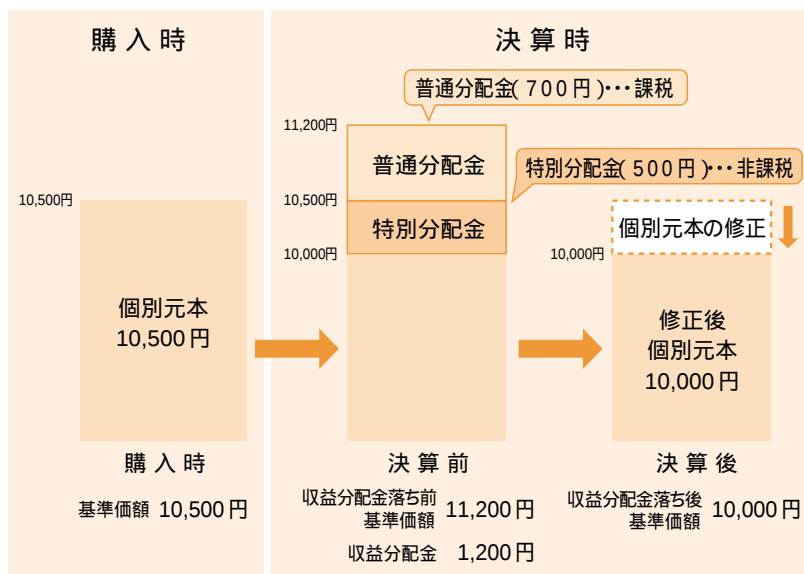
収益分配金落ち後の基準価額が、個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額は元本の払戻しに相当するため、「特別分配金」として非課税となります。

普通分配金は課税対象扱いとなりますので、手取額は所得税および地方税を差引いた額となります。

また、特別分配金については非課税となります。

なお、特別分配金を受取った場合は、投資元本の一部を払戻したことになる、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

図14 収益分配金の支払い



* くわしくは、「手数料等及び税金」内「5課税上の取扱い」を参照してください。

26 普通分配金

追加型株式投資信託の収益分配金のうち、受益者の個別元本を上回る部分から支払われる分配金のことです。この部分については課税の対象となります。

27 特別分配金

追加型株式投資信託の収益分配金のうち、受益者の個別元本を下回る部分の分配金のことです。この部分については元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

28 個別元本

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。個々の受益者がファンドを取得したときの基準価額（申込手数料等は含まれません）であり、税法上の元本となります。同一ファンドを複数回取得した場合、そのつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。



手続等の概要



1 申込期間

平成18年2月18日から平成19年2月15日までです。

ただし、取得の申込みの受付は日本における販売会社の営業日に限り行われます。

* 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。



2 申込取扱場所(販売会社)

照会先は以下の通りです。

お問い合わせ先

国際投信投資顧問株式会社

☎ 0120-759311

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時(半休日のときは午前9時～正午)

ホームページアドレス <http://www.kokusai-am.co.jp>

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「分配金複利けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。(原則として、コースを途中で変更することはできません。)

「分配金複利けいぞく投資コース」を選択する場合には、初回の取得申込みのときに販売会社との間で、「自動けいぞく投資契約*」の締結等の諸手続きが必要となります。なお、取得する受益証券はすべて販売会社の保護預り²⁹となり、混蔵保管されます。

*販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

29 保護預り

受益者がその受益証券を手許に保管するのではなく、販売会社が顧客との契約に基づき保管することをいいます。

■ 申込単位

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあり、申込単位が異なります。(原則として、コースを途中で変更することはできません。)

(当初元本1口 = 1円)

分配金受取コース	分配金複利けいぞく投資コース
1万口単位または 1万円以上1円単位です。	1万円以上1円単位です。

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)に関する契約*を締結することができる場合があります。その場合は、当該契約で規定する申込単位となります。

「分配金複利けいぞく投資コース」について、販売会社によっては、定期引出契約*を締結することができる場合があります。

*販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

「分配金複利けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

■ 申込価額

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「グ毎月」として掲載されます。

お問い合わせ先

国際投信投資顧問株式会社

☎ 0120-759311

受付時間: 委託会社の営業日の午前9時～午後5時(半休日のときは午前9時～正午)

ホームページアドレス <http://www.kokusai-am.co.jp>

■ 申込手数料 ³⁰

手 数 料 率	申込口数に応じ、 基準価額に対して	1億口未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
		1億口以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
	申込代金 ³¹ に応じ、 基準価額に対して	1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
		1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
	申込金額 ³² に応じ、 基準価額に対して	1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
		1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)

申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

なお、販売会社がそれぞれ定める手数料率等の照会先は当該販売会社となります。

(くわしくは、「手数料等及び税金」を参照してください。)

■ 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

なお、申込代金には利息をつけません。

³⁰ 申込手数料

ファンドを取得するときに、投資者が販売会社に支払うコストのことです。販売会社によって申込手数料が異なる場合があります。

³¹ 申込代金

申込金額(基準価額に取得申込口数を乗じて得た額)に、申込手数料等を加算した額をいいます。

【 申込代金 = (基準価額 × 申込口数) + 申込手数料 】

³² 申込金額

基準価額に取得申込口数を乗じて得た額をいいます。

【 申込金額 = 基準価額 × 申込口数 】

■ 払込期日

投資者は、申込代金(申込金額(取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額)に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。))を加算した額)を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

申込金額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社である国際投信投資顧問株式会社の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社(信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」といいます。))のファンドに係る口座に払込まれます。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。))に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

■ 払込取扱場所

前記「申込取扱場所(販売会社)」と同じです。申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

■ 保護預り

分配金受取コース	分配金複利けいぞく投資コース
受益証券は、販売会社との保護預り契約に基づき、販売会社の保護預りとすることができ、その場合の受益証券は混蔵保管されます。	「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券についてはすべて販売会社の保護預りとなり、混蔵保管されます。

委託会社の自らの募集に係る受益証券については、保護預り契約に基づいて、三菱UFJ信託銀行株式会社において混蔵保管するものとします。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

換金(解約または買取り)の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

なお、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額(または買取価額)は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額³³を差引いた価額(または買取価額)とします。

解約価額(または買取価額)は、販売会社において確認できます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点で保護預りとしている受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券を所持し、平成19年1月4日以降も引続き所持した場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

33 信託財産留保額

換金(解約)時に基準価額から控除されるもので、ファンドに発生する有価証券の売却費用などを、換金を行う受益者に負担してもらうために徴収する金額です。

運用の安定性を高めると同時に、他の受益者との公平性を確保するために運用資金の一部として信託財産に繰入れられます。

■ 解約

a. 解約単位

販売会社が定める単位とします。

b. 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

c. 解約手数料

かかりません。

d. 信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

e. 解約代金

解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が個別元本を超過した額に対してかかります。)を差引いた額となります。

f. 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

■ 買取り

a. 買取単位

販売会社が定める単位とします。

b. 買取価額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額(所得税)に相当する額を差引いた価額とします。(源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれません。)

c. 買取手数料

かかりません。

d. 信託財産留保相当額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

e. 買取代金

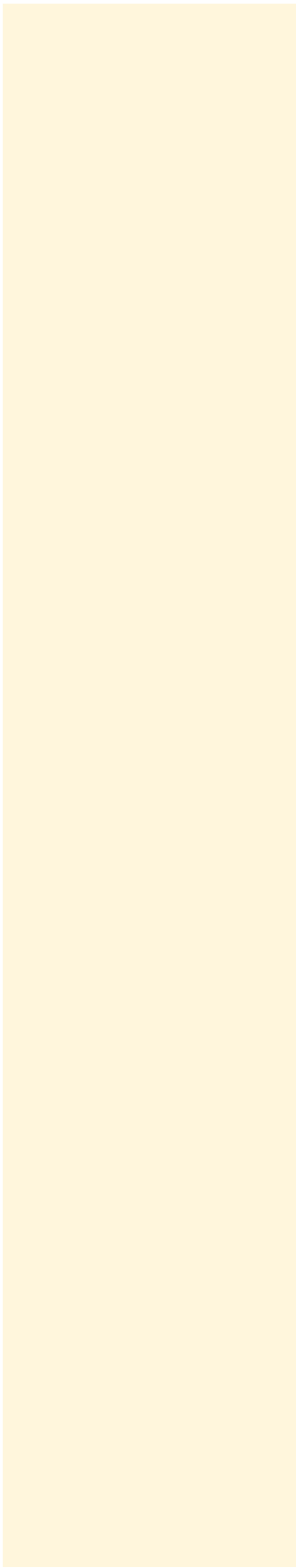
買取りの受付日の翌営業日の買取価額となります。

f. 支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

ファンドの概要
ファンドの性格
運用の特色
投資方針
運用体制
投資リスク
管理体制
分配方針
手続等の概要
手数料等及び税金
管理及び運営の概要
運用状況
財務ハイライト情報
その他の情報
詳細情報の項目
約款





手数料等及び税金



取得から換金・償還³⁴までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の通りです。

	時 期	項 目	費用・税金
直接負担	申込み時	申込手数料 (販売会社により異なります。)	(手数料率)申込口数に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 1億円以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%)
			(手数料率)申込代金に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 1億円以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%)
			(手数料率)申込金額に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 1億円以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%)
	収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
		所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。
	換金時	解約 換金手数料	(かかりません) 0
		信託財産留保額	基準価額に対して 0.5%
		所得稅相当額	(一定の要件の下で差引かれません。)
		買取り 換金手数料	(かかりません) 0
		信託財産留保相当額	基準価額に対して 0.5%
間接負担	償還時	所得稅および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。
		信託報酬 ³⁵	純資産総額に対して 年1.3125%(税抜1.2500%)
		監査費用 ³⁶	純資産総額に対して 年0.0042%(税抜0.0040%)以内
		その他	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

* 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他(国内において発生するものに限ります。)については、消費税等相当額を含みます。

* 課税の取扱いについては、「課税上の取扱い」を参照してください。

(注) 税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

34 償還

ファンドの運用が終了し、受益者に金銭が返還されることをいいます。
あらかじめ決められた期日の満了による償還のほか、信託期間の満了以前に期日を繰上げて償還する場合があります。

35 信託報酬

受益者が、ファンドの運用や管理にかかる費用として信託財産の中から日々間接的に負担する費用のことです。
委託会社・受託会社・販売会社の業務に対する対価として支払われます。

36 監査費用

ファンドで取得している有価証券や資金などの分別管理が適切に行われているかなどについて公認会計士などの有資格者による監査が義務付けられています。監査に必要な費用は信託財産から支払われます。

手数料率	申込口数に応じ、基準価額に対して	1億口未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
		1億口以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
	申込代金に応じ、基準価額に対して	1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
		1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
	申込金額に応じ、基準価額に対して	1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
		1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)

- 申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

* 申込代金：取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。

* 申込金額：取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額をいいます。

- 償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込む場合(以下「償還乗換え*」といいます。)には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。)で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。(償還乗換え優遇³⁷⁾)

* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(注)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込む場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

(注)信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取代金または解約金を含みます。

- 販売会社は、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取代金または解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドの受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。

37 償還乗換え優遇

あるファンドを償還まで保有し続け、償還から一定期間内に同じ販売会社において他のファンドを取得する場合、償還金の範囲内で申込手数料が無料または返戻される制度のことです。

- 販売会社は、「グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)」および「グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)」の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取代金または解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。
- 「分配金複利けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、販売会社がそれぞれ定める手数料率等の照会先は当該販売会社となります。

2 換金(解約)手数料

かかりません。ただし、信託財産留保(相当)額として、解約(買取り)の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。

3 信託報酬等

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.3125% (税抜1.2500%) の率を乗じて得た額とします。
- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成18年6月末現在の料率、支払先および配分は、次の通りです。なお、委託会社および販売会社の配分は、ファンドと同じマザーファンドを主要投資対象とする「グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)」および「グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)」との合算による販売会社毎の純資産残高*に応じ、次の通りとなります。(委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。)

* 既存の販売会社が分割等によって新たに複数の販売会社となった場合(同一日において、分割・合併を行った結果、複数の販売会社となった場合を含みます。)\ それらの純資産残高を日々合算のうえ算定した報酬の額を複数の販売会社の各純資産残高に応じて日々按分することがあります。

図15 信託報酬率(年率)

各販売会社の純資産残高に応じて	委託会社	販売会社	受託会社	合 計
100億円以下 の部分に対して	0.89250 % (税抜0.85000%)	0.36750 % (税抜0.35000%)	0.05250 % (税抜0.05000%)	1.31250 % (税抜1.25000%)
100億円超 300億円以下 の部分に対して	0.78750 % (税抜0.75000%)	0.47250 % (税抜0.45000%)		
300億円超 500億円以下 の部分に対して	0.68250 % (税抜0.65000%)	0.57750 % (税抜0.55000%)		
500億円超 750億円以下 の部分に対して	0.63000 % (税抜0.60000%)	0.63000 % (税抜0.60000%)		
750億円超 1,000億円以下 の部分に対して	0.57750 % (税抜0.55000%)	0.68250 % (税抜0.65000%)		
1,000億円超 1,500億円以下 の部分に対して	0.52500 % (税抜0.50000%)	0.73500 % (税抜0.70000%)		
1,500億円超 2,000億円以下 の部分に対して	0.47250 % (税抜0.45000%)	0.78750 % (税抜0.75000%)		
2,000億円超 3,000億円以下 の部分に対して	0.42000 % (税抜0.40000%)	0.84000 % (税抜0.80000%)		
3,000億円超 4,000億円以下 の部分に対して	0.36750 % (税抜0.35000%)	0.89250 % (税抜0.85000%)		
4,000億円超 6,000億円以下 の部分に対して	0.31500 % (税抜0.30000%)	0.94500 % (税抜0.90000%)		
6,000億円超 8,000億円以下 の部分に対して	0.28875 % (税抜0.27500%)	0.97125 % (税抜0.92500%)		
8,000億円超 の部分に対して	0.26250 % (税抜0.25000%)	0.99750 % (税抜0.95000%)		

* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。



4

その他の手数料等

■ 信託事務の諸費用等

- ・ 信託財産に関する租税、会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率(年0.0042%(税抜0.0040%))以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

■ 売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

■ 資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。



5

課税上の取扱い

■ 個人の受益者に対する課税

● 収益分配金に対する課税

- ・ 平成16年1月1日から平成20年3月31日まで
個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い総合課税を選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。配当控除の適用はありません。
- ・ 平成20年4月1日から
前記「平成16年1月1日から平成20年3月31日まで」に記載の源泉徴収税率の10%(所得税7%および地方税3%)が20%(所得税15%および地方税5%)となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

●解約時および償還時の課税

- ・平成16年1月1日から平成20年3月31日まで
 解約時および償還時の解約金および償還金が個別元本を上回っている場合にはその超過額について、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い総合課税を選択することもできます。
 解約時および償還時の解約金および償還金が個別元本を下回っている場合には、確定申告を行うことにより当該損失額を株式等と損益通算することが可能となり、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり繰越控除の対象とすることができます。
 配当控除の適用はありません。
- ・平成20年4月1日から
 前記「・平成16年1月1日から平成20年3月31日まで」に記載の源泉徴収税率の10%(所得税7%および地方税3%)が20%(所得税15%および地方税5%)となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

●買取り時の課税等

- ・平成16年4月1日から平成19年12月31日まで
 買取りの際の手取額については、買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額(所得税)に相当する額(個別元本等超過額の7%)を差引いた額とします(源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれませんが、地方税相当額は差引かれませんが、)。地方税相当額は差引かれませんが、)。
 買取差益については、譲渡所得として10%(所得税7%および地方税3%)の申告分離課税の対象となり、原則として確定申告を行うことが必要です。
 確定申告を行うことにより、買取りによる損益を株式等の譲渡損益として通算することが可能となり、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり繰越控除の対象とすることができます。
- ・平成20年1月1日から
 前記「・平成16年4月1日から平成19年12月31日まで」に記載の買取りについては、源泉徴収額に相当する額である個別元本等超過額の7%が15%となり、買取差益についての譲渡所得の10%(所得税7%および地方税3%)が20%(所得税15%および地方税5%)となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

■法人の受益者に対する課税

●収益分配金、解約時および償還時の課税

- 平成16年1月1日から平成20年3月31日まで
法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税は源泉徴収されません。なお、税額控除制度が適用されます。
収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。
益金不算入制度は適用されません。
- 平成20年4月1日から
前記「・平成16年1月1日から平成20年3月31日まで」に記載の源泉徴収税率の7%が15%となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

●買取り時の課税等

- 平成16年4月1日から平成19年12月31日まで
買取りの際の手取額については、買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額(所得税)に相当する額(個別元本等超過額の7%)を差引いた額とします(源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれませんが、地方税相当額は差引かれませんが)。なお、益金不算入制度は適用されません。また、当該源泉徴収額(所得税)に相当する額は税金でないため税額控除はありません。
- 平成20年1月1日から
前記「・平成16年4月1日から平成19年12月31日まで」に記載の源泉徴収額に相当する額が個別元本等超過額の7%が15%となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

■ 個別元本について

- 受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料(消費税等相当額を含みます。)は含まれていません。)が当該受益者の元本 (個別元本)にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

■ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

* 税制が改正された場合等は、前記の内容が変更になることがあります。

* 買取価額につきましては、買取請求を行った販売会社に確認してください。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認してください。



管理及び運営の概要



1

資産の評価

■ 基準価額の算出方法

基準価額*は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。(ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。)

* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

■ 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

■ 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「グ毎月」として掲載されます。

お問い合わせ先

国際投信投資顧問株式会社

☎ 0120-759311

受付時間: 委託会社の営業日の午前9時～午後5時(半休日のときは午前9時～正午)

ホームページアドレス <http://www.kokusai-am.co.jp>

平成9年12月18日以降、無期限とします。

毎月18日から翌月17日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

1. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
5. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- 7.前記4.から6.までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 8.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 9.委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 10.監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
- 11.受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1.から5.までの規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして1.から5.までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、2.の書面の交付を原則として行いません。



運用状況



投資状況

(平成18年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,226,596,221,191	99.70
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	15,557,444,440	0.30
合計(純資産総額)	—	5,242,153,665,631	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド 投資状況

(平成18年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	454,983,715,000	8.09
	アメリカ	1,489,003,947,571	26.46
	カナダ	418,263,643,000	7.43
	ドイツ	327,456,976,000	5.82
	イタリア	459,988,905,532	8.18
	フランス	360,010,767,070	6.40
	オーストラリア	127,568,041,092	2.27
	イギリス	283,391,912,972	5.04
	スペイン	688,278,904,226	12.23
	ベルギー	467,004,157,060	8.30
	スウェーデン	79,705,640,700	1.42
	ノルウェー	83,773,285,050	1.49
	デンマーク	215,510,153,155	3.83
	小計	5,454,940,048,428	96.96
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	171,275,226,228	3.04
合計(純資産総額)	—	5,626,215,274,656	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

*その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

(平成18年6月30日現在)

取引所	種類 / 名称等	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建			
	オーストラリア・ドル	3,151,915,000	3,151,660,000	0.05
	ノルウェー・クローネ	6,020,780,087	6,008,971,039	0.11
	売建			
	アメリカ・ドル	999,646,800	990,634,000	0.02

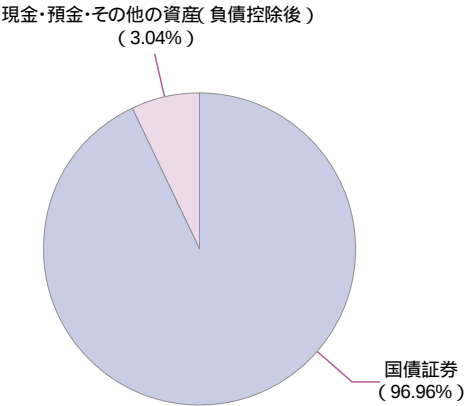
(注1)時価の算定方法

為替予約取引

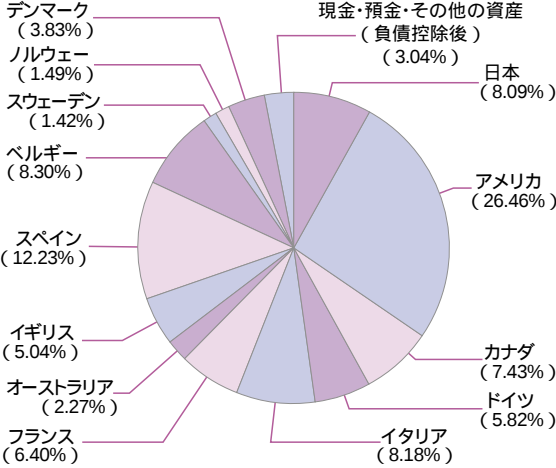
原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

(注2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

マザーファンド投資比率
(資産の種類別投資比率)



マザーファンド投資状況
(国別資産配分)



2

投資資産

投資有価証券の主要銘柄
(全銘柄)

(平成18年6月30日現在)

順位	銘柄名	種類	国 / 地域	総口数 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	グローバル・ソブリン・オープン・マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	3,864,396,466,685	1.3577	5,247,026,150,603	1.3525	5,226,596,221,191	99.70

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2)親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率			(平成18年6月30日現在)
国内 / 外国		種 類	投資比率(%)
国 内		親投資信託受益証券	99.70
合 計			99.70

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件
 該当事項はありません。

 その他投資資産の主要なもの
 該当事項はありません。

(参考) グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄 (評価額上位30銘柄)														(平成18年6月30日現在)
順位	国 / 地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額			利率 (%)	償還 期限	投資 比率 (%)	
						単 価	金 額	単 価	金 額	金 額 (円)				
1	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND '070712	ユ - ロ	1,090,000,000	101.51	1,106,507,600.00	101.34	1,104,704,100.00	161,286,798,600	4.75	2007/7/12	2.86	
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '071031	アメリカ・ドル	1,280,000,000	98.73	1,263,800,000.00	98.69	1,263,300,006.40	145,582,692,737	4.25	2007/10/31	2.58	
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '070515	アメリカ・ドル	1,235,000,000	99.20	1,225,158,593.75	99.20	1,225,158,593.75	141,187,276,343	4.375	2007/5/15	2.50	
4	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '080131	ユ - ロ	914,245,465.37	104.06	951,427,828.44	103.72	948,301,108.95	138,451,961,906	6.0	2008/1/31	2.46	
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '070731	アメリカ・ドル	1,170,000,000	98.52	1,152,724,224.60	98.51	1,152,632,812.50	132,829,405,312	3.875	2007/7/31	2.36	
6	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUB. '340704	ユ - ロ	850,000,000	108.33	920,873,000.00	106.66	906,610,000.00	132,365,060,000	4.75	2034/7/4	2.35	
7	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '320730	ユ - ロ	740,000,000	123.06	910,688,400.00	121.28	897,472,000.00	131,030,912,000	5.75	2032/7/30	2.32	
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '060715	アメリカ・ドル	1,000,000,000	100.10	1,001,093,750.00	100.04	1,000,468,750.00	115,294,018,750	7.0	2006/7/15	2.04	
9	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUB. '120704	ユ - ロ	650,000,000	106.53	692,464,500.00	105.73	687,245,000.00	100,337,770,000	5.0	2012/7/4	1.78	
10	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '290131	ユ - ロ	530,000,000	125.27	663,968,100.00	123.57	654,921,000.00	95,618,466,000	6.0	2029/1/31	1.69	
11	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '350328	ユ - ロ	560,000,000	111.70	625,536,800.00	110.01	616,056,000.00	89,944,176,000	5.0	2035/3/28	1.59	
12	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '170801	ユ - ロ	545,000,000	109.05	594,338,850.00	108.02	588,719,900.00	85,953,105,400	5.25	2017/8/1	1.52	

(平成18年6月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額			利率 (%)	償還 期限	投資 比率 (%)
						単 価	金 額	単 価	金 額	金 額 (円)			
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '080515	アメリカ・ ドル	700,000,000	100.84	705,906,250.00	100.71	704,976,566.00	81,241,499,465	5.625	2008/5/15	1.44
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '070331	アメリカ・ ドル	710,000,000	98.83	701,735,159.80	98.83	701,735,159.80	80,867,959,815	3.75	2007/3/31	1.43
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '090815	アメリカ・ ドル	680,000,000	102.53	697,212,500.00	102.29	695,618,750.00	80,163,104,750	6.0	2009/8/15	1.42
16	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '280328	ユーロ	470,000,000	117.90	554,130,000.00	116.27	546,469,000.00	79,784,474,000	5.5	2028/3/28	1.41
17	デンマーク	国債証券	KINGDOM DENMARK '131115	デンマ・ク・ クロ・ネ	3,800,000,000	107.18	4,073,030,000.00	106.32	4,040,350,000.00	79,110,053,000	5.0	2013/11/15	1.40
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '080215	アメリカ・ ドル	670,000,000	100.56	673,768,750.00	100.45	673,035,937.50	77,560,661,437	5.5	2008/2/15	1.37
19	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT '330601	カナダ・ ドル	630,000,000	120.40	758,538,900.00	117.10	737,761,500.00	76,542,755,625	5.75	2033/6/1	1.36
20	イギリス	国債証券	UK TREASURY '070307	イギリス・ ボンド	358,000,000	99.85	357,488,300.00	99.87	357,534,600.00	75,332,540,220	4.5	2007/3/7	1.33
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '070815	アメリカ・ ドル	637,000,000	100.96	643,121,175.06	100.87	642,573,750.00	74,050,198,950	6.125	2007/8/15	1.31
22	イギリス	国債証券	UK TREASURY '091207	イギリス・ ボンド	325,000,000	103.13	335,172,500.00	102.83	334,197,500.00	70,415,413,250	5.75	2009/12/7	1.25
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '100215	アメリカ・ ドル	585,000,000	104.54	611,599,218.75	104.26	609,953,906.25	70,291,088,156	6.5	2010/2/15	1.24
24	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '310501	ユーロ	395,000,000	120.92	477,657,700.00	119.48	471,957,850.00	68,905,846,100	6.0	2031/5/1	1.22
25	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '110730	ユーロ	435,000,000	107.69	468,481,950.00	106.95	465,232,500.00	67,923,945,000	5.4	2011/7/30	1.20
26	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND '110425	ユーロ	406,500,000	112.29	456,466,980.00	111.50	453,284,085.00	66,179,476,410	6.5	2011/4/25	1.17
27	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT '130601	カナダ・ ドル	600,000,000	105.32	631,926,000.00	104.08	624,522,000.00	64,794,157,500	5.25	2013/6/1	1.15
28	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT '110601	カナダ・ ドル	575,000,000	107.42	617,716,750.00	106.51	612,467,000.00	63,543,451,250	6.0	2011/6/1	1.12
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '070930	アメリカ・ ドル	530,000,000	98.47	521,925,783.90	98.45	521,801,562.50	60,132,412,062	4.0	2007/9/30	1.06
30	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUB. '310104	ユーロ	345,000,000	118.93	410,318,850.00	117.26	404,547,000.00	59,063,862,000	5.5	2031/1/4	1.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成18年6月30日現在)

国内 / 外国	種 類	投資比率(%)
国 内	国 債 証 券	8.09
外 国	国 債 証 券	88.87
合 計		96.96

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成18年6月30日現在)

取引所	種類 / 名称等	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建			
	オーストラリア・ドル	3,151,915,000	3,151,660,000	0.05
	ノルウェー・クローネ	6,020,780,087	6,008,971,039	0.11
	売建 アメリカ・ドル	999,646,800	990,634,000	0.02

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

純資産の推移

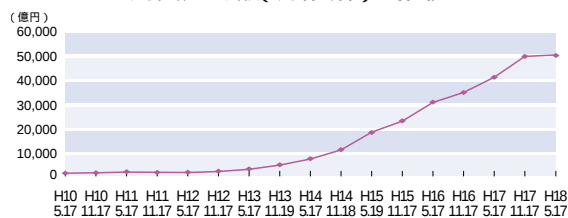
平成18年6月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間(平成10年 5月17日)	82,188	83,860	10,379	10,590
第2特定期間(平成10年11月17日)	99,625	102,984	10,082	10,422
第3特定期間(平成11年 5月17日)	129,394	134,270	9,565	9,925
第4特定期間(平成11年11月17日)	119,984	125,582	7,713	8,073
第5特定期間(平成12年 5月17日)	111,086	116,814	6,984	7,344
第6特定期間(平成12年11月17日)	153,543	161,896	6,625	6,985
第7特定期間(平成13年 5月17日)	247,461	255,999	7,539	7,799
第8特定期間(平成13年11月19日)	421,569	434,850	7,631	7,871
第9特定期間(平成14年 5月17日)	676,928	697,904	7,760	8,000
第10特定期間(平成14年11月18日)	1,057,490	1,089,210	8,009	8,249
第11特定期間(平成15年 5月19日)	1,801,488	1,852,493	8,477	8,717
第12特定期間(平成15年11月17日)	2,263,882	2,334,016	7,750	7,990
第13特定期間(平成16年 5月17日)	3,047,587	3,140,228	7,905	8,145
第14特定期間(平成16年11月17日)	3,464,176	3,569,992	7,849	8,089
第15特定期間(平成17年 5月17日)	4,102,581	4,229,234	7,784	8,024
第16特定期間(平成17年11月17日)	4,975,967	5,124,046	8,061	8,301
第17特定期間(平成18年 5月17日)	5,036,407	5,196,401	7,568	7,808
平成17年 6月末日	4,408,347	—	7,930	—
平成17年 7月末日	4,543,110	—	7,975	—
平成17年 8月末日	4,659,333	—	7,960	—
平成17年 9月末日	4,775,814	—	7,970	—
平成17年10月末日	4,896,120	—	8,029	—
平成17年11月末日	5,045,731	—	8,145	—
平成17年12月末日	5,079,072	—	8,095	—
平成18年 1月末日	5,144,156	—	8,092	—
平成18年 2月末日	5,053,992	—	7,868	—
平成18年 3月末日	5,189,393	—	7,921	—
平成18年 4月末日	5,149,765	—	7,788	—
平成18年 5月末日	5,178,933	—	7,756	—
平成18年 6月末日	5,242,153	—	7,789	—

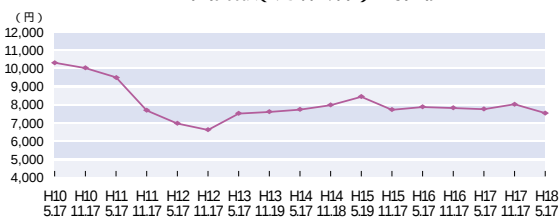
(注1)分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間(6ヵ月毎)に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

(注2)基準価額は1単位(1万口)当たりの純資産総額です。

純資産総額(分配落)の推移



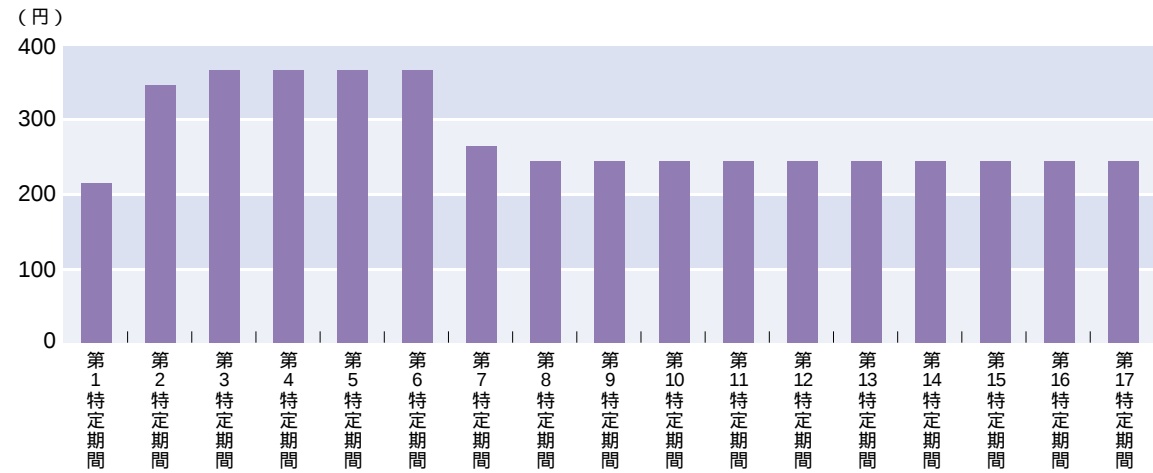
基準価額(分配落)の推移



分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第 1 特定期間	自 平成 9 年 12 月 18 日 至 平成 10 年 5 月 17 日	211
第 2 特定期間	自 平成 10 年 5 月 18 日 至 平成 10 年 11 月 17 日	340
第 3 特定期間	自 平成 10 年 11 月 18 日 至 平成 11 年 5 月 17 日	360
第 4 特定期間	自 平成 11 年 5 月 18 日 至 平成 11 年 11 月 17 日	360
第 5 特定期間	自 平成 11 年 11 月 18 日 至 平成 12 年 5 月 17 日	360
第 6 特定期間	自 平成 12 年 5 月 18 日 至 平成 12 年 11 月 17 日	360
第 7 特定期間	自 平成 12 年 11 月 18 日 至 平成 13 年 5 月 17 日	260
第 8 特定期間	自 平成 13 年 5 月 18 日 至 平成 13 年 11 月 19 日	240
第 9 特定期間	自 平成 13 年 11 月 20 日 至 平成 14 年 5 月 17 日	240
第 10 特定期間	自 平成 14 年 5 月 18 日 至 平成 14 年 11 月 18 日	240
第 11 特定期間	自 平成 14 年 11 月 19 日 至 平成 15 年 5 月 19 日	240
第 12 特定期間	自 平成 15 年 5 月 20 日 至 平成 15 年 11 月 17 日	240
第 13 特定期間	自 平成 15 年 11 月 18 日 至 平成 16 年 5 月 17 日	240
第 14 特定期間	自 平成 16 年 5 月 18 日 至 平成 16 年 11 月 17 日	240
第 15 特定期間	自 平成 16 年 11 月 18 日 至 平成 17 年 5 月 17 日	240
第 16 特定期間	自 平成 17 年 5 月 18 日 至 平成 17 年 11 月 17 日	240
第 17 特定期間	自 平成 17 年 11 月 18 日 至 平成 18 年 5 月 17 日	240

1万口当たりの分配金の推移



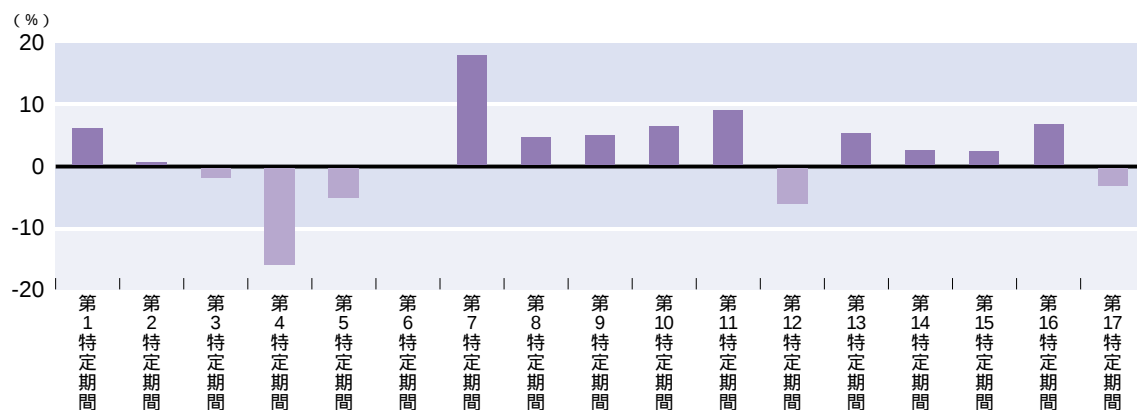
収益率の推移

	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	自平成9年12月18日 至平成10年5月17日	5.9
第2特定期間	自平成10年5月18日 至平成10年11月17日	0.4
第3特定期間	自平成10年11月18日 至平成11年5月17日	1.6
第4特定期間	自平成11年5月18日 至平成11年11月17日	15.6
第5特定期間	自平成11年11月18日 至平成12年5月17日	4.8
第6特定期間	自平成12年5月18日 至平成12年11月17日	0.0
第7特定期間	自平成12年11月18日 至平成13年5月17日	17.7
第8特定期間	自平成13年5月18日 至平成13年11月19日	4.4
第9特定期間	自平成13年11月20日 至平成14年5月17日	4.8
第10特定期間	自平成14年5月18日 至平成14年11月18日	6.3
第11特定期間	自平成14年11月19日 至平成15年5月19日	8.8
第12特定期間	自平成15年5月20日 至平成15年11月17日	5.7
第13特定期間	自平成15年11月18日 至平成16年5月17日	5.1
第14特定期間	自平成16年5月18日 至平成16年11月17日	2.3
第15特定期間	自平成16年11月18日 至平成17年5月17日	2.2
第16特定期間	自平成17年5月18日 至平成17年11月17日	6.6
第17特定期間	自平成17年11月18日 至平成18年5月17日	3.1
	自平成18年5月18日 至平成18年6月30日	2.9

(注) 収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落)を基準とした、各特定期間末の基準価額(分配付)の上昇(または下落)率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

収益率の推移





財務ハイライト情報



以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの財務諸表は、新日本監査法人による監査を受けており、監査報告書は有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に添付されています。

1 貸借対照表

区 分				第16特定期間末 (平成17年11月17日現在)	第17特定期間末 (平成18年5月17日現在)
				金額(円)	金額(円)
資産の部	流動資産	コール・ローン		22,160,561,339	43,149,022,910
		親投資信託受益証券		4,975,803,065,528	5,032,655,599,075
		現先取引勘定		11,999,989,440	－
		未収利息		449	5,260
		流動資産 合計		5,009,963,616,756	5,075,804,627,245
	資 産 合 計			5,009,963,616,756	5,075,804,627,245
負債の部	流動負債	未払収益分配金		24,603,786,531	26,585,626,777
		未払解約金		3,915,685,261	7,256,286,165
		未払受託者報酬		218,712,392	221,898,679
		未払委託者報酬		5,249,097,425	5,325,568,298
		その他未払費用		9,185,908	7,278,266
		流動負債 合計		33,996,467,517	39,396,658,185
	負 債 合 計			33,996,467,517	39,396,658,185
純資産の部	元本等	元本	元本	6,172,805,860,128	6,655,226,941,833
		剰余金	期末欠損金	1,196,838,710,889	1,618,818,972,773
			(分配準備積立金)	(307,461,713,681)	(252,863,503,358)
	純 資 産 合 計			4,975,967,149,239	5,036,407,969,060
負債・純資産合計				5,009,963,616,756	5,075,804,627,245

区 分		第16特定期間 自 平成17年 5月18日 至 平成17年11月17日	第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5月17日
		金額(円)	金額(円)
営業収益	受取利息	77,732	145,585
	有価証券売買等損益	327,535,918,193	138,390,278,464
	営業収益合計	327,535,995,925	138,390,132,879
営業費用	受託者報酬	1,211,081,475	1,331,744,994
	委託者報酬	29,065,955,247	31,961,879,764
	その他費用	53,179,914	49,859,668
	営業費用合計	30,330,216,636	33,343,484,426
営業利益金額又は営業損失金額()		297,205,779,289	171,733,617,305
経常利益金額又は経常損失金額()		297,205,779,289	171,733,617,305
当期純利益金額又は当期純損失金額()		297,205,779,289	171,733,617,305
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		1,930,156,964	345,582,231
期首欠損金		1,168,149,127,857	1,196,838,710,889
欠損金減少額		64,031,428,645	104,012,543,273
当期一部解約に伴う欠損金減少額		64,031,428,645	104,012,543,273
欠損金増加額		248,252,664,576	199,518,231,142
当期追加信託に伴う欠損金増加額		248,252,664,576	199,518,231,142
分配金		139,743,969,426	154,395,374,479
期末欠損金		1,196,838,710,889	1,618,818,972,773

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第16特定期間 自 平成17年 5月18日 至 平成17年11月17日	第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5月17日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. 表示	—	平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1)貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2)損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。



その他の情報



■ 内国投資信託受益証券の形態等

無記名式の追加型証券投資信託受益証券(以下「受益証券」といいます。)です。
格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「■ 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社である国際投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

■ 発行(売出)価額の総額

10兆円を上限とします。

■ 振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

■ 振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、前記「■ 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「■ 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税等の税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

■ 既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「管理及び運営の概要 5 約款の変更 7.」の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

■ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

■ 委託会社の概況

- ・ 資本金(平成18年6月末現在)
26億8千万円
- ・ 沿革
昭和58年3月 国際投信委託株式会社設立
昭和59年12月 国際投資顧問株式会社設立
平成9年7月 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更
- ・ 大株主の状況(平成18年6月末現在)

氏名または名称	住 所	所有株式数	比 率
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	3,013株	23.18%
国際土地建物株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,427株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	1,400株	10.77%

■ 内国投資信託受益証券事務の概要

1. 投資信託受益証券の名義書換等

委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

また、記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求することができます。ただし、名義書換の手続きは、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。なお、当該手続きの取扱機関等は以下の通りです。

取扱機関 国際投信投資顧問株式会社

取扱場所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

受益証券の保管を販売会社に委託している場合には、当該販売会社において受付けるものとします。

2. 受益者等名簿

受益者等名簿は作成しません。ただし、記名式へ変更した場合には作成します。

3. 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

4. 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益証券の再発行

(1) 委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(2) 委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(3) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記の規定を準用します。

(4) 委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



ファンドの詳細情報の項目



証券取引法第13条第2項第2号に規定する詳細情報を記載した目論見書(投資信託説明書(請求目論見書))に記載している項目の一覧は次の通りです。

なお、当該内容は金融庁のEDINET(電子開示システム)および委託会社のホームページで閲覧することができます。

■ ファンドの沿革

■ 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

■ 管理及び運営

- 1 資産の評価
- 2 保管
- 3 信託期間
- 4 計算期間
- 5 ファンドの償還条件等
- 6 約款の変更
- 7 反対者の買取請求権
- 8 関係法人との契約の更改
- 9 公告
- 10 信託事務の委託
- 11 運用報告書
- 12 受益者の権利等

■ ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

■ 設定及び解約の実績

ファンドの概要
ファンドの性格
運用の特色
投資方針
運用体制
投資リスク
管理体制
分配方針
手続等の概要
手数料等及び税金
管理及び運営の概要
運用状況
財務ハイライト情報
その他の情報
詳細情報の項目
約款

追加型証券投資信託
グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)
約 款

国際投信投資顧問株式会社



追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型) - 運用の基本方針 -



約款第20条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

■ 基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

■ 投資対象

主として、グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)受益証券を通じて世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)に投資を行います。
 なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

■ 投資制限

- ① 親投資信託への投資は、制限を設けません。
- ② 株式への実質投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

■ 収益分配方針

毎月17日(ただし、17日が休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

- ① 分配対象収益額の範囲
 経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配対象収益についての分配方針
 委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。
- ③ 留保益の運用方針
 留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本的考え方に則した運用を行います。

追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)約款

信託の種類、委託者および受託者	第1条	この信託は、証券投資信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。
信託事務の委託	第1条の2	受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。
信託の目的および金額	第2条	委託者は、受益者のために利殖の目的をもって金15,533,858,755円を信託し、受託者はこれを引受けます。
信託金の限度額	第3条	委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
信託期間	第4条	この信託の期間は、信託契約締結日から第52条、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項の規定による信託終了の日までとします。
受益証券の取得申込みの勧誘の種類	第4条の2	委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。
当初の受益者	第5条	この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
受益権の分割および再分割	第6条	委託者は、第2条に規定する受益権については、15,533,858,755口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。 (削除)
追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法	第7条	追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。 この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
信託日時の異なる受益権の内容	第8条	この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。
受益証券の発行	第9条	委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。
受益証券の発行についての受託者の認証	第10条	委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。
受益証券の申込単位および価額	第11条	委託者は、第9条の規定により発行される受益証券を、取得申込者に対し、1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、この場合において、第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、受益証券の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込みに係る受益証券について第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことを申出たときには、1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万円以上1円単位または1万口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益証券の取得申込者に限り1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

前2項の場合の受益証券の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第4項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口につき1円に、1円に第4項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、以下に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る手数料の額は、1口につき1円に、以下の第1号に定める手数料率を乗じて得た額とします。

- 1 (手数料率)取得申込口数に応じて
 - 1億口未満の場合 1.5%
 - 1億口以上の場合 1.0%
- 2 (手数料率)取得申込総金額に応じて
 - 1億円未満の場合 1.5%
 - 1億円以上の場合 1.0%
- 3 (手数料率)取得申込金額に応じて
 - 1億円未満の場合 1.5%
 - 1億円以上の場合 1.0%

第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。))以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。))が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。))または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。))の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関または委託者でこの信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の1口当たりの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。))については、取得申込日の翌営業日の基準価額とすることができ、当該取得申込口数のうち償還金取得口数を超える口数については、取得申込日の翌営業日の基準価額に、前項に定める当該取得申込みに適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乘じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第3項および前項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項および第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、決算日の基準価額とします。

第3項および第5項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該証券会社および登録金融機関で、当該信託の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に、当該証券会社および登録金融機関でこの受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

受益証券の種類	第12条
受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き	第13条
記名式受益証券譲渡の対抗要件	第14条
無記名式受益証券の再交付	第15条
記名式受益証券の再交付	第16条
受益証券を毀損した場合などの再交付	第17条
受益証券の再交付の費用	第18条
投資の対象とする資産の種類	第18条の2

第3項、第5項および前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該証券会社および登録金融機関で、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に、当該証券会社および登録金融機関でこの受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の17種類とします。

別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行う会社（以下「保護預り会社」といいます。）が保管する委託者の自らの募集に係る受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続きは、第40条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1. 有価証券
- 2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
- 3. 有価証券オプション取引に係る権利
- 4. 外国市場証券先物取引に係る権利
- 5. 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
- 6. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
- 7. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
- 8. 金銭債権（第1号、次号および第11号に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 9. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
- 10. 金融先物取引に係る権利
- 11. 金融デリバティブ取引に係る権利（第2号から第7号までに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 12. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - イ. 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。）
 - ロ. 有価証券
 - ハ. 金銭債権

の概要
ファンド
の性格
運用の特色
投資方針
運用体制
投資リスク
管理体制
分配方針
手続等の概要
手数料等
管理及び運営の概要
運用状況
財務ハイ
ライト情報
その他の情報
詳細情報の項目
約款

運用の指図範囲

第19条

委託者は、信託金を、主として国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利と同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち、第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

運用の基本方針

第20条

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

投資する株式の範囲

第21条

委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

第22条

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

		スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。 前項において信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
同一銘柄の転換社債等への投資制限	第25条	委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
有価証券の貸付の指図および範囲	第26条	委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限	第27条	外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
外国為替予約の指図	第28条	委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
外貨建資産の円換算および予約為替の評価	第29条	信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。
保管業務の委任	第30条	受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
有価証券の保管	第31条	受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
混蔵寄託	第32条	金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。
一括登録	第33条	(削除)
信託財産の表示および記載の省略	第34条	信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。
有価証券売却等の指図	第35条	委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図	第36条	委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
資金の借入れ	第37条	委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
損益の帰属	第38条	委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
受託者による資金の立替え	第39条	信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。
計算期間	第40条	この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとします。 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
信託財産に関する報告	第41条	受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 (削除)
信託事務の諸費用	第42条	信託財産に関する租税、会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 信託財産に係る会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
信託報酬等の総額	第43条	委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の125の率を乗じて得た額とします。 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。
収益の分配方式	第44条	信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
追加信託金または一部解約金の計理処理	第45条	(削除)

の概要
の性格
運用の特色
投資方針
運用体制
投資リスク
管理体制
分配方針
手続等の概要
手数料等
税金
運用の概要
運用状況
財務ハイライト情報
その他の情報
詳細情報
約款

収益分配金、償還金 および一部解約金の 委託者への交付と 支払いに関する 受託者の免責	第46条	受託者は、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日の前日および第47条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第47条第5項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第47条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
収益分配金、償還金 および一部解約金の 支払い	第47条	委託者は、収益分配金を毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益証券に帰属する収益分配金(受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が当該申出を受付けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じたものとします。 委託者は、前項の受益者がその有する受益証券の全部の口数について第51条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。 委託者は、償還金を信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。 委託者は、一部解約金を受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。 前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者が自ら募集したもののについては、委託者において行います。 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第5項および第6項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺しなければなりません。 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負いません。
受益証券の保護預り	第48条	委託者は、委託者の自らの募集に係る第9条の規定により発行された受益証券を受益者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて保護預り会社において混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が、当該申出を受付けた受益証券については、この限りではありません。
収益分配金および 償還金の時効	第49条	受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。
受益証券の買取り	第50条	委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその受益証券を買取ることができます。 受益証券の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益証券の買取りを中止することができます。

一部解約

第51条

前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、平成10年6月17日以降において、自己の有する受益証券につき、委託者に、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(委託者の自らの募集に係る受益証券(受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が、当該申出を受付けた受益証券を除きます。))別に定める契約に係る受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有に係る受益証券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成10年6月16日以前において、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

委託者は、前項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が第1項の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者に対し、受益証券をもって行うものとします。この場合において、受益者が第1項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

信託契約の解約

第52条

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えときは、第1項および第2項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

第53条

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

委託者の認可取消等に伴う取扱い	第54条	委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。
	第55条	委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
	第56条	受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第57条の規定にしたがい新受託者を選任します。 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
	第57条	委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
信託約款の変更	第57条の2	第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
	第58条	(削除)
	第59条	委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
	第60条	この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。
反対者の買取請求権	(付則)	
	第1条	委託者は、平成10年12月1日現在において、委託者の自らの募集に係る受益証券を保護預り契約に基づき混蔵保管している場合、当該受益証券および当該受益証券に帰属する収益分配金の再投資に係る受益証券に限り、平成11年11月30日まで保管することができます。なお、このとき、受益証券の種類は、1口の整数倍の受益証券とすることができます。
	第2条	第47条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。
	第3条	変更後の第43条の規定は、平成12年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。
信託期間の延長 公告 信託約款に関する疑義の取扱い	第4条	この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定めます(以下、振替口

座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款の変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

委託者が、前項の信託約款の変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

委託者が第5項の信託約款の変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求または買取りの請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者(一部解約の実行の請求の場合に限ります。)に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金または買取りの代金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求または買取りの請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者が第5項の信託約款の変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前記条項により信託契約を締結します。

平成9年12月18日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社

I. 別に定める追加型証券投資信託

約款第11条第8項の「別に定める追加型証券投資信託」とは次のものをいいます。
追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)
追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)

信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容案について

平成18年12月29日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成19年1月4日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容案について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容案についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更(読替え)は割愛している場合があります。

下線部 は変更部分を示します。 (平成18年8月17日現在)

(重大な約款変更後の約款の内容案)	(現在の約款の内容)
第4条の2 (受益権の取得申込みの勧誘の種類) (略) この信託に係る<u>受益権</u>の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。	第4条の2 (受益証券の取得申込みの勧誘の種類) (同左) この信託に係る<u>受益証券</u>の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。
第5条 (当初の受益者) この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。	第5条 (当初の受益者) この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
第6条 (受益権の分割および再分割) (略) 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、<u>社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u> (略)	第6条 (受益権の分割および再分割) (同左) 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u> (同左)
第9条 (受益権の帰属と受益証券の不発行) この信託の受益権は、平成19年1月4日より、<u>社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)</u>の規定の適用を受けることとし、<u>同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</u> 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、<u>振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</u>	第9条 (受益証券の発行) <u>委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。</u> (新設)

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者にに関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第48条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。	（新設） （新設）
第10条（受益権の設定に係る受託者の通知） 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。 （削除）	第10条（受益証券の発行についての受託者の認証） 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。
第11条（受益権の申込単位および価額） 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、この場合において、第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込みに係る受益権について第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことを申出たときには、1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万円以上1円単位または1万口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に限り1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。	第11条（受益証券の申込単位および価額） 委託者は、第9条の規定により発行される受益証券を、取得申込者に対し、1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、この場合において、第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、受益証券の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込みに係る受益証券について第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことを申出たときには、1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者にに関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万円以上1円単位または1万口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同

前2項の取得申込者は委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者（第48条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込総金額（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項および第2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第5項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、1円に第5項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、以下に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る手数料の額は、1口につき1円に、以下の第1号に定める手数料率を乗じて得た額とします。

1.～3.（略）

第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託）にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関または委託者でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については、取得申込日の翌営業日の基準価額とすることができ、当該取得申込口数のうち償還金取得口数を超える口数については、取得申込日の翌営業日の基準価額に、前項に定める当該取得申込みに適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乘じて得た手数料および当該手

様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益証券の取得申込者に限り1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

（新設）

前2項の場合の受益証券の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第4項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口につき1円に、1円に第4項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、以下に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る手数料の額は、1口につき1円に、以下の第1号に定める手数料率を乗じて得た額とします。

1.～3.（同左）

第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託）にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関または委託者でこの信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の1口当たりの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については、取得申込日の翌営業日の基準価額とすることができ、当該取得申込口数のうち償還金取得口数を超える口数については、取得申込日の翌営業日の基準価額に、前項に定める当該取得申込みに適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乘じて得た手数料

数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。 第4項および前項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項および第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の<u>受益権</u>の価額は、決算日の基準価額とします。 第4項および第6項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該証券会社および登録金融機関で、当該信託の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託の<u>受益権</u>の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に、当該証券会社および登録金融機関でこの<u>受益権</u>の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。 第4項、第6項および前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該<u>受益権</u>の申込みを行った当該証券会社および登録金融機関で、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に、当該証券会社および登録金融機関でこの<u>受益権</u>の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。	および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。 第3項および前項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項および第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の<u>受益証券</u>の価額は、決算日の基準価額とします。 第3項および第5項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該証券会社および登録金融機関で、当該信託の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託の<u>受益証券</u>の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に、当該証券会社および登録金融機関でこの<u>受益証券</u>の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。 第3項、第5項および前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該<u>受益証券</u>の申込みを行った当該証券会社および登録金融機関で、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に、当該証券会社および登録金融機関でこの<u>受益証券</u>の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。
(削除)	第12条（受益証券の種類） 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の17種類とします。 別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行う会社（以下「保護預り会社」といいます。）が保管する委託者の自らの募集に係る受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。
第13条（受益権の譲渡に係る記載または記録） 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。	第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き） 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。 記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。	前項の規定による名義書換の手続きは、第40条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。
第14条（受益権の譲渡の対抗要件） 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。	第14条（記名式受益証券譲渡の対抗要件） 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。
（削除）	第15条（無記名式受益証券の再交付） 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
（削除）	第16条（記名式受益証券の再交付） 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
（削除）	第17条（受益証券を毀損した場合などの再交付） 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。
（削除）	第18条（受益証券の再交付の費用） 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。
第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責） 受託者は、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日の前日および第47条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第5項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金（第51条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第47条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。	第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責） 受託者は、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日の前日および第47条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第5項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第47条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として。）に支払います。なお、平成19年1月4日以	第47条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 委託者は、収益分配金を毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が当該申出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、前項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第51条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

（略）

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（削除）

（削除）

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益証券に帰属する収益分配金（受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が当該申出を受付けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じたものとし、

委託者は、前項の受益者がその有する受益証券の全部の口数について第51条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

委託者は、償還金を信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

委託者は、一部解約金を受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

（同左）

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第5項および第6項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺しなければなりません。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金

	もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負いません。
第48条（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関） 委託者は、委託者の自らの募集に係る<u>受益権</u>について、<u>口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。</u>	第48条（受益証券の保護預り） 委託者は、委託者の自らの募集に係る第9条の規定により発行された受益証券を受益者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて保護預り会社において混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の<u>全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が、当該申出を受付けた受益証券については、この限りではありません。</u>
第49条（収益分配金および償還金の時効） 受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。	第49条（収益分配金および償還金の時効） 受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、<u>委託者が</u>受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。
第50条（<u>受益権</u>の買取り） 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその<u>受益権</u>を買取ることができます。 <u>受益権</u>の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは<u>委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。</u> 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による<u>受益権</u>の買取りを中止することができます。 前項により<u>受益権</u>の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。	第50条（<u>受益証券</u>の買取り） 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその<u>受益証券</u>を買取ることができます。 <u>受益証券</u>の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。 （新設） 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による<u>受益証券</u>の買取りを中止することができます。 前項により<u>受益証券</u>の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該<u>受益証券</u>の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。
第51条（<u>信託</u>の一部解約） 受益者（前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、平成10年6月17日以降において、自己に<u>帰属する受益権</u>につき、委託者に、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位（委託者の自らの募集に係る<u>受益権</u>（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る	第51条（一部解約） 受益者（前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、平成10年6月17日以降において、自己の<u>有する受益証券</u>につき、委託者に、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位（委託者の自らの募集に係る<u>受益証券</u>（受益者が自己の<u>有する受益証券</u>の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る

受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が、当該申出を受付けた受益権を除きます。）別に定める契約に係る<u>受益権</u>または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に<u>帰属する受益権</u>については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成10年6月16日以前において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。 1.～4.（略） 委託者は、前項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。<u>なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u> （略） 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、<u>委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日に行われる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行うものとします。</u> （略） 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該<u>受益権</u>の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。	係る受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が、当該申出を受付けた<u>受益証券</u>を除きます。）別に定める契約に係る<u>受益証券</u>または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の<u>所有に係る受益証券</u>については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成10年6月16日以前において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。 1.～4.（同左） 委託者は、前項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 （同左） 受益者が第1項の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者に対し、<u>受益証券をもって行うものとします。この場合において、受益者が第1項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。</u> （同左） 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該<u>受益証券</u>の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
第51条の2（質権口記載または記録の受益権の取扱い） <u>振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。</u>	（新設）
第57条の2（反対者の買取請求権） 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。	第57条の2（反対者の買取請求権） 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の<u>有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</u>
（付則） 第2条 第47条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「<u>受益者毎の信託時の受益権の価額等</u>」とは、原則として、<u>受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつ</u>	（付則） 第2条 第47条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、<u>各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、</u>

ど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第4条

平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第18条の規定および受益権と読替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第4条

この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる

	旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款の変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。 — 委託者が、前項の信託約款の変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。 — 委託者が第5項の信託約款の変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求または買取りの請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者（一部解約の実行の請求の場合に限ります。）に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金または買取りの代金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求または買取りの請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。 — 委託者が第5項の信託約款の変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
--	--

ファンドの概要
 ファンドの性格
 運用の特色
 投資方針
 運用体制
 投資リスク
 管理体制
 分配方針
 手続等の概要
 手数料等
 管理及び運営の概要
 運用状況
 ライトハイ
 財務ハイ
 その他
 詳細情報の項目
 約款

親投資信託
グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド
約 款

国際投信投資顧問株式会社



親投資信託 グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド - 運用の基本方針 -



約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

■ 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

・ 運用の基本的考え方

- ① 世界主要先進国の国債、政府機関債等(原則としてA格以上のもの)に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
- ② 国別資産配分については、投資対象国毎に 債券投資収益率予測(金利予測)と 為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。
- ③ 円投資家の立場から最適な国別の資産配分(カンントリー・アロケーション)を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。
- ④ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ 投資対象

世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

■ 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑥ 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

親投資信託 グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド 約款

信託の種類、委託者および受託者	第1条	この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者としします。
信託事務の委託	第2条	受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。
信託の目的、金額および信託金の限度額	第3条	委託者は、金1兆円または金1兆円相当のほかの証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り。以下「信託適格有価証券」といいます。)を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。 委託者は、受託者と合意のうえ、金15兆円または金15兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金または信託適格有価証券を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。 第1項に規定する信託適格有価証券とは、次の有価証券をいいます。 - 証券取引所(証券取引法第2条第11項に規定する証券取引所をいいます。以下同じ。)に上場されている有価証券(証券取引法第108条の2第3項の規定により国債証券または外国国債証券とみなされる標準物を除きます。) - 店頭売買有価証券(証券取引法第76条第1項に規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。) - 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの - 証券取引法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有価証券(同項第9号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。口において同じ。) - 証券取引法第2条第1項第6号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会(同法第67条第1項に規定する証券業協会をいいます。)または外国において設立される当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの - 証券取引法第2条第1項第7号、第7号の2および第10号の2に掲げる有価証券
信託期間	第4条	この信託の期間は、信託契約締結日から第41条、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項の規定による信託終了の日までとします。
受益証券の取得申込みの勧誘の種類	第5条	この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。
受益者	第6条	この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする国際投信投資顧問株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とし、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に限るものとします。
信託適格有価証券での取得の要件	第7条	他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の投資信託財産に属する信託適格有価証券で取得する場合は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとします。 - 委託者は、この信託の受益権の取得に用いる信託適格有価証券について投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規定第4条第2項に定める時価(計算を行う日の公表されている最終価額に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額)を算定し、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。 - この信託とその受益権を取得しようとするほかの証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における投資信託及び投資法人に関する法律第25条第1項第6号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。
受益権の分割および再分割	第8条	委託者は、第3条第1項に規定する受益権については、1兆口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

追加信託金の計算方法

信託日時の異なる 受益権の内容

受益証券の発行 および種類

受益証券の発行に ついての受託者の認証

投資の対象とする 資産の種類

運用の指図範囲

第9条

追加信託金または追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。))を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

第10条

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

第11条

委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

第12条

委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

第13条

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。))とします。

1. 有価証券
 2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 3. 有価証券オプション取引に係る権利
 4. 外国市場証券先物取引に係る権利
 5. 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
 6. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 7. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
 8. 金銭債権(第1号、次号および第11号に掲げるものに該当するものを除きます。)
 9. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
 10. 金融先物取引に係る権利
 11. 金融デリバティブ取引に係る権利(第2号から第7号までに掲げるものに該当するものを除きます。)
 12. 次に掲げるものを信託する信託の受益権(第1号に掲げるものに該当するものを除きます。)
- イ. 金銭(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り。)
- ロ. 有価証券
- ハ. 金銭債権

第14条

委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

運用の基本方針	
投資する株式の範囲	
同一銘柄の株式への投資制限	
先物取引等の運用指図・目的・範囲	

- 10.銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)
- 第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち、第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- 1.預金
 - 2.指定金銭信託
 - 3.コール・ローン
 - 4.手形割引市場において売買される手形
- 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- 第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。
- 第16条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 第17条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 第18条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
- 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。の時価総額の範囲内とします。
 - 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

の概要
の性格
運用の特色
投資方針
運用体制
投資リスク
管理体制
分配方針
手続等の概要
手数料等
運営の概要
運用状況
財務ハイライト情報
その他の情報
詳細情報
約款

スワップ取引の運用
指図・目的・範囲

同一銘柄の転換社債等
への投資制限

有価証券の貸付の
指図および範囲

特別の場合の外貨建
有価証券への投資制限

外国為替予約の指図

外貨建資産の円換算
および予約為替の評価

第19条

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第20条

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第21条

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

第22条

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第23条

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

第24条

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

保管業務の委任	第25条	受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
有価証券の保管	第26条	受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
混蔵寄託	第27条	金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。
一括登録	第28条	(削除)
信託財産の表示 および記載の省略	第29条	信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。
有価証券売却等の指図	第30条	委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。
再投資の指図	第31条	委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
損益の帰属	第32条	委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
受託者による 資金の立替え	第33条	信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。
計算期間	第34条	この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとします。 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
信託財産に関する報告	第35条	受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
信託事務の諸費用	第36条	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
信託報酬	第37条	委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。
利益の留保	第38条	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。
追加信託金および 一部解約金の計理処理	第39条	追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。
信託の一部解約	第40条	委託者は、受益者の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権口数で除した金額に当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
信託契約の解約	第41条	委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ファンド
の概要

ファンド
の性格

運用の
特色

投資
方針

運用
体制

投資
リスク

管理
体制

分配
方針

手続
等の
概要

手数料
等
及び
税金

管理
及び
運用
の
概要

運用
状況

財務
ハイ
ライト
情報

その
他の
情報

詳細
情報
の
項目

約
款

償還金の委託者への 交付と支払いに関する 受託者の免責 償還金支払いの時期 信託契約に関する 監督官庁の命令 委託者の認可取消等 に伴う取扱い 委託者の事業の譲渡 および承継に伴う取扱い 受託者の辞任に 伴う取扱い 信託約款の変更	第42条	委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。
	第43条	受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
	第44条	委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。
	第45条	委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。
	第46条	委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
	第47条	受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。この場合、委託者は第48条の規定にしたがい新受託者を選任します。 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
	第48条	委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権 利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付 運用報告書 公告 信託約款に関する疑義の取扱い	第49条	第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
	第50条	委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。
	第51条	委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。
	第52条	委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
	第53条	この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。
		前記条項により信託契約を締結します。
		平成13年12月21日
	委託者	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際投信投資顧問株式会社
	受託者	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 りそな信託銀行株式会社

ファンドの概要
ファンドの性格
運用の特色
投資方針
運用体制
投資リスク
管理体制
分配方針
手続等の概要
手数料等及び税金
運営の概要
運用状況
財務ハイライト情報
その他の情報
詳細情報の項目
約款

国際投信投資顧問株式会社

Kokusai Asset Management Co., Ltd.

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 (〒100-0005)

☎ 0120-759311

平日 9:00 ～ 17:00 土・日・祝日を除く (半休日のときは午前 9 時～正午)

<http://www.kokusai-am.co.jp>

追加型株式投資信託 / 分配金複利けいぞく投資可能

グローバル・ソブリン・オープン

毎月決算型

投資信託説明書
(請求目論見書)

2006.8

国際投信投資顧問

* 本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- 1.この目論見書により行うグローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成18年2月17日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月18日にその届出の効力が発生しております。また同法第7条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成18年4月3日、平成18年5月15日および平成18年8月17日に関東財務局長に提出しております。
- 2.グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)は、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがってファンドは元本が保証されているものではありません。
- 3.本書は証券取引法(昭和23年法第25号)第13条第2項第2号の規定に基づく目論見書です。

- ・ ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・ 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- ・ 登録金融機関は、証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。
- ・ 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- ・ 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

— < 金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項 > —

当ファンドは、主に国内外の債券を投資対象としています。したがって、当ファンドの基準価額は、組入れた債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。また、組入れた債券の発行者の経営・財務状況の変化またはそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。

発行者名	: 国際投信投資顧問株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 増田 健一
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	: グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額	: 上限10兆円
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

■ ファンドの沿革	01
■ 手続等	01
1 申込(販売)手続等	01
2 換金(解約)手続等	03
■ 管理及び運営	04
1 資産の評価	04
2 保管	05
3 信託期間	05
4 計算期間	05
5 ファンドの償還条件等	06
6 約款の変更	07
7 反対者の買取請求権	07
8 関係法人との契約の更改	08
9 公告	08
10 信託事務の委託	08
11 運用報告書	08
12 受益者の権利等	09
■ ファンドの経理状況	10
1 財務諸表	13
2 ファンドの現況	34
■ 設定及び解約の実績	35



ファンドの沿革



平成 9年12月18日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
平成14年 3月 1日 ファミリーファンド方式へ移行



手続等



1 申込(販売)手続等

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消することがあります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位

(当初元本1口 = 1円)

分配金受取コース	分配金複利けいぞく投資コース
1万口単位または1万円以上1円単位です。	1万円以上1円単位です。

ただし、「分配金複利けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

申込手数料

手数料率	申込口数に応じ、基準価額に対して	1億口未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
		1億口以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
	申込代金に応じ、基準価額に対して	1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
		1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)
	申込金額に応じ、基準価額に対して	1億円未満の場合	上限1.575% (税抜1.500%)
		1億円以上の場合	上限1.050% (税抜1.000%)

- 申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

* 申込代金：取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。

* 申込金額：取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額をいいます。

- 償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込む場合(以下「償還乗換え*」とします。)(注)には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。)(注)で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。(償還乗換え優遇)

* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(注)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込む場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

(注) 信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取代金または解約金を含みます。

- 「分配金複利けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます)を加えた額が申込代金となります。

払込期日

投資者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

保護預り

- ・ 分配金受取コース

受益証券は、販売会社との保護預り契約に基づき、販売会社の保護預りとすることができ、その場合の受益証券は混蔵保管されます。

- ・ 分配金複利けいぞく投資コース

「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券についてはすべて販売会社の保護預りとなり、混蔵保管されます。

委託会社の自らの募集に係る受益証券については、保護預り契約に基づいて、三菱UFJ信託銀行株式会社において混蔵保管するものとします。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。



換金(解約)手続等

換金(解約または買取り)の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

なお、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消することがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額(または買取価額)は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額(または買取価額)とします。

解約価額(または買取価額)は、販売会社において確認できます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。平成18年12月29日時点で保護預りとしている受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券を所持し、平成19年1月4日以降も引続き所持した場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

■ 解約

a. 解約単位

販売会社が定める単位とします。

b. 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

c. 解約手数料

かかりません。

d. 信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

e. 解約代金

解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が個別元本を超過した額に対してかかります。)を差引いた額となります。

f. 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

■ 買取り

a. 買取単位

販売会社が定める単位とします。

b. 買取価額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額(所得税)に相当する額を差引いた価額とします。(源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれません。)

c. 買取手数料

かかりません。

d. 信託財産留保相当額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

e. 買取代金

買取りの受付日の翌営業日の買取価額となります。

f. 支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

買取りにつきましては、販売会社に確認してください。



管理及び運営



1 資産の評価

基準価額の算出方法

基準価額*は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。(ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。)

* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「グ毎月」として掲載されます。

お問い合わせ先

国際投信投資顧問株式会社

☎ 0120-759311

受付時間: 委託会社の営業日の午前9時～午後5時(半休日のときは午前9時～正午)

ホームページアドレス <http://www.kokusai-am.co.jp>



保管

受益証券の保管

分配金受取コース	分配金複利けいぞく投資コース
受益証券は、販売会社との保護預り契約に基づき、販売会社の保護預りとすることができ、その場合の受益証券は混蔵保管されます。	「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券についてはすべて販売会社の保護預りとなり、混蔵保管されます。

委託会社の自らの募集に係る受益証券については、保護預り契約に基づいて、三菱UFJ信託銀行株式会社において混蔵保管するものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。



信託期間

平成9年12月18日以降、無期限とします。



計算期間

毎月18日から翌月17日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。



5 ファンドの償還条件等

1. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
5. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
7. 前記4. から6. までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
8. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
9. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
10. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
11. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。



約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1. から5.までの規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして1.から5.までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、2.の書面の交付を原則として行いません。



反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。



8 関係法人との契約の更改

- ・委託会社と投資顧問会社との間で締結された「投資顧問契約」の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の上記の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。
- ・委託会社と販売会社との間で締結された「証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものと、その後も同様とします。



9 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。



10 信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。



11 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎(毎年5月および11月の決算日を基準とします。)および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

・分配金受取コース

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

・分配金複利けいぞく投資コース

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）から支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。「分配金複利けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日のときは翌営業日）から起算して5営業日目）から販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

受益者は、自己の有する受益証券につき、換金（解約または買取り）請求する権利を有します。

解約金または買取代金は、原則としてそれぞれ解約の受付日または買取りの受付日から起算して5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益証券の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。



ファンドの経理状況



1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第16特定期間(平成17年5月18日から平成17年11月17日まで)については、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第17特定期間(平成17年11月18日から平成18年5月17日まで)については、改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第16特定期間(平成17年5月18日から平成17年11月17日まで)および第17特定期間(平成17年11月18日から平成18年5月17日まで)の財務諸表については新日本監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成18年1月13日

国際投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

吉村 貞彦 

代表社員 公認会計士
業務執行社員

英 公一 

業務執行社員 公認会計士

森重 俊寛 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成17年5月18日から平成17年11月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成17年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成18年7月10日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

吉村貞彦 

代表社員 公認会計士
業務執行社員

英 公一 

業務執行社員 公認会計士

森重俊寛 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成17年11月18日から平成18年5月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成18年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）

(1) 【貸借対照表】

区分	第16特定期間末 (平成17年11月17日現在)	第17特定期間末 (平成18年5月17日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,160,561,339	43,149,022,910
親投資信託受益証券	4,975,803,065,528	5,032,655,599,075
現先取引勘定	11,999,989,440	—
未収利息	449	5,260
流動資産 合計	5,009,963,616,756	5,075,804,627,245
資産合計	5,009,963,616,756	5,075,804,627,245
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	24,603,786,531	26,585,626,777
未払解約金	3,915,685,261	7,256,286,165
未払受託者報酬	218,712,392	221,898,679
未払委託者報酬	5,249,097,425	5,325,568,298
その他未払費用	9,185,908	7,278,266
流動負債 合計	33,996,467,517	39,396,658,185
負債合計	33,996,467,517	39,396,658,185
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	6,172,805,860,128	6,655,226,941,833
剰余金		
期末欠損金	1,196,838,710,889	1,618,818,972,773
(分配準備積立金)	(307,461,713,681)	(252,863,503,358)
純資産合計	4,975,967,149,239	5,036,407,969,060
負債・純資産合計	5,009,963,616,756	5,075,804,627,245

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	第16特定期間 自 平成17年 5 月18日 至 平成17年11月17日	第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5 月17日
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	77,732	145,585
有価証券売買等損益	327,535,918,193	△138,390,278,464
営業収益合計	327,535,995,925	△138,390,132,879
営業費用		
受託者報酬	1,211,081,475	1,331,744,994
委託者報酬	29,065,955,247	31,961,879,764
その他費用	53,179,914	49,859,668
営業費用合計	30,330,216,636	33,343,484,426
営業利益金額又は営業損失金額 (△)	297,205,779,289	△171,733,617,305
経常利益金額又は経常損失金額 (△)	297,205,779,289	△171,733,617,305
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)	297,205,779,289	△171,733,617,305
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	1,930,156,964	345,582,231
期首欠損金	1,168,149,127,857	1,196,838,710,889
欠損金減少額	64,031,428,645	104,012,543,273
当期一部解約に伴う欠損金減少額	64,031,428,645	104,012,543,273
欠損金増加額	248,252,664,576	199,518,231,142
当期追加信託に伴う欠損金増加額	248,252,664,576	199,518,231,142
分配金	139,743,969,426	154,395,374,479
期末欠損金	1,196,838,710,889	1,618,818,972,773

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第16特定期間 自 平成17年 5 月18日 至 平成17年11月17日	第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5 月17日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. 表示	—	平成18年 4 月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1) 貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2) 損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。

(貸借対照表に関する注記)

第16特定期間末 (平成17年11月17日現在)	第17特定期間末 (平成18年5月17日現在)
1. —	1. 特定期間の末日における受益権の総数 6,655,226,941,833口
2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額 元本の欠損 1,196,838,710,889円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,618,818,972,773円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.8061円 (1万口当たりの純資産額 8,061円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.7568円 (1万口当たりの純資産額 7,568円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16特定期間 自 平成17年5月18日 至 平成17年11月17日	第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年5月17日																																								
1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 1,211,081,475円	1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 1,331,744,994円																																								
2. 分配金の計算過程 第90計算期(平成17年5月18日から平成17年6月17日まで) 計算期末における分配対象金額 884,532,865,291円(1万口当たり1,613.98円)のうち、21,921,478,147円(1万口当たり40.00円)を分配金額としております。(外国所得税額137,342,371円控除後の分配金額は21,784,135,776円となります。)	2. 分配金の計算過程 第96計算期(平成17年11月18日から平成17年12月19日まで) 計算期末における分配対象金額 1,046,619,057,450円(1万口当たり1,682.13円)のうち、24,887,633,603円(1万口当たり40.00円)を分配金額としております。(外国所得税額222,131,352円控除後の分配金額は24,665,502,251円となります。)																																								
<table border="1"> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 12,824,297,687円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B —</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 641,107,756,838円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 230,600,810,766円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E = A + B + C + D 884,532,865,291円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 5,480,369,536,973口</td></tr> <tr><td>1万口当たりの収益分配対象額</td><td>G = 10,000 × E / F 1,613.98円</td></tr> <tr><td>1万口当たりの分配額</td><td>H 40.00円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I = F × H / 10,000 21,921,478,147円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 12,824,297,687円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —	収益調整金額	C 641,107,756,838円	分配準備積立金額	D 230,600,810,766円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 884,532,865,291円	当ファンドの期末残存口数	F 5,480,369,536,973口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,613.98円	1万口当たりの分配額	H 40.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 21,921,478,147円	<table border="1"> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 13,724,849,099円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B —</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 730,631,285,058円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 302,262,923,293円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E = A + B + C + D 1,046,619,057,450円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 6,221,908,400,973口</td></tr> <tr><td>1万口当たりの収益分配対象額</td><td>G = 10,000 × E / F 1,682.13円</td></tr> <tr><td>1万口当たりの分配額</td><td>H 40.00円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I = F × H / 10,000 24,887,633,603円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 13,724,849,099円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —	収益調整金額	C 730,631,285,058円	分配準備積立金額	D 302,262,923,293円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 1,046,619,057,450円	当ファンドの期末残存口数	F 6,221,908,400,973口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,682.13円	1万口当たりの分配額	H 40.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 24,887,633,603円
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 12,824,297,687円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —																																								
収益調整金額	C 641,107,756,838円																																								
分配準備積立金額	D 230,600,810,766円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 884,532,865,291円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 5,480,369,536,973口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,613.98円																																								
1万口当たりの分配額	H 40.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 21,921,478,147円																																								
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 13,724,849,099円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —																																								
収益調整金額	C 730,631,285,058円																																								
分配準備積立金額	D 302,262,923,293円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 1,046,619,057,450円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 6,221,908,400,973口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,682.13円																																								
1万口当たりの分配額	H 40.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 24,887,633,603円																																								

第16特定期間 自 平成17年 5 月18日 至 平成17年11月17日		第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5 月17日	
第91計算期（平成17年 6 月18日から平成17年 7 月19日まで） 計算期末における分配対象金額 904, 287, 380, 619円（1 万口当たり1, 604. 11 円）のうち、22, 548, 877, 089円（1 万口当たり40. 00円）を分配金額としております。（外国所得税額67, 452, 020円控除後の分配金額は22, 481, 425, 069円となります。）		第97計算期（平成17年12月20日から平成18年 1 月17日まで） 計算期末における分配対象金額 1, 053, 870, 055, 810円（1 万口当たり1, 666. 90 円）のうち、25, 289, 258, 316円（1 万口当たり40. 00円）を分配金額としております。（外国所得税額68, 707, 414円控除後の分配金額は25, 220, 550, 902円となります。）	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 16, 381, 044, 278円	費用控除後の配当等収益額	A 14, 992, 454, 662円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —
収益調整金額	C 658, 238, 379, 553円	収益調整金額	C 743, 218, 077, 222円
分配準備積立金額	D 229, 667, 956, 788円	分配準備積立金額	D 295, 659, 523, 926円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 904, 287, 380, 619円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 1, 053, 870, 055, 810円
当ファンドの期末残存口数	F 5, 637, 219, 272, 489口	当ファンドの期末残存口数	F 6, 322, 314, 579, 156口
1 万口当たりの収益分配対象額	G = 10, 000 × E / F 1, 604. 11円	1 万口当たりの収益分配対象額	G = 10, 000 × E / F 1, 666. 90円
1 万口当たりの分配額	H 40. 00円	1 万口当たりの分配額	H 40. 00円
収益分配金金額	I = F × H / 10, 000 22, 548, 877, 089円	収益分配金金額	I = F × H / 10, 000 25, 289, 258, 316円

第16特定期間 自 平成17年 5月18日 至 平成17年11月17日	第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5月17日																																								
第92計算期（平成17年 7月20日から平成17年 8月17日まで） 計算期末における分配対象金額 915,465,263,349円（1万口当たり1,584.74円）のうち、23,106,784,810円（1万口当たり40.00円）を分配金額としております。	第98計算期（平成18年 1月18日から平成18年 2月17日まで） 計算期末における分配対象金額 1,055,931,546,633円（1万口当たり1,648.90円）のうち、25,615,076,798円（1万口当たり40.00円）を分配金額としております。																																								
<table> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 11,392,290,435円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B —</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 674,397,818,045円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 229,675,154,869円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>$E = A + B + C + D$ 915,465,263,349円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 5,776,696,202,548口</td></tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td><td>$G = 10,000 \times E / F$ 1,584.74円</td></tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td><td>H 40.00円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>$I = F \times H / 10,000$ 23,106,784,810円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 11,392,290,435円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —	収益調整金額	C 674,397,818,045円	分配準備積立金額	D 229,675,154,869円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 915,465,263,349円	当ファンドの期末残存口数	F 5,776,696,202,548口	1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,584.74円	1万口当たりの分配額	H 40.00円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 23,106,784,810円	<table> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 13,488,788,877円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B —</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 754,067,977,910円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 288,374,779,846円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>$E = A + B + C + D$ 1,055,931,546,633円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 6,403,769,199,505口</td></tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td><td>$G = 10,000 \times E / F$ 1,648.90円</td></tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td><td>H 40.00円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>$I = F \times H / 10,000$ 25,615,076,798円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 13,488,788,877円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —	収益調整金額	C 754,067,977,910円	分配準備積立金額	D 288,374,779,846円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,055,931,546,633円	当ファンドの期末残存口数	F 6,403,769,199,505口	1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,648.90円	1万口当たりの分配額	H 40.00円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 25,615,076,798円
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 11,392,290,435円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —																																								
収益調整金額	C 674,397,818,045円																																								
分配準備積立金額	D 229,675,154,869円																																								
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 915,465,263,349円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 5,776,696,202,548口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,584.74円																																								
1万口当たりの分配額	H 40.00円																																								
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 23,106,784,810円																																								
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 13,488,788,877円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —																																								
収益調整金額	C 754,067,977,910円																																								
分配準備積立金額	D 288,374,779,846円																																								
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,055,931,546,633円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 6,403,769,199,505口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,648.90円																																								
1万口当たりの分配額	H 40.00円																																								
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 25,615,076,798円																																								

第16特定期間 自 平成17年 5月18日 至 平成17年11月17日		第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5月17日	
第93計算期（平成17年 8月18日から平成17年 9月20日まで） 計算期末における分配対象金額 940,781,377,128円（1万口当たり1,585.16円）のうち、23,739,386,455円（1万口当たり40.00円）を分配金額としております。（外国所得税額86,446,888円控除後の分配金額は23,652,939,567円となります。）		第99計算期（平成18年 2月18日から平成18年 3月17日まで） 計算期末における分配対象金額 1,061,241,805,380円（1万口当たり1,629.07円）のうち、26,057,421,037円（1万口当たり40.00円）を分配金額としております。（外国所得税額42,575,917円控除後の分配金額は26,014,845,120円となります。）	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 18,070,770,137円	費用控除後の配当等収益額	A 12,600,061,527円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 5,415,281,703円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —
収益調整金額	C 694,139,918,957円	収益調整金額	C 768,740,383,054円
分配準備積立金額	D 223,155,406,331円	分配準備積立金額	D 279,901,360,799円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 940,781,377,128円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,061,241,805,380円
当ファンドの期末残存口数	F 5,934,846,613,866口	当ファンドの期末残存口数	F 6,514,355,259,334口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,585.16円	1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,629.07円
1万口当たりの分配額	H 40.00円	1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 23,739,386,455円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 26,057,421,037円

第16特定期間 自 平成17年 5月18日 至 平成17年11月17日		第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5月17日	
第94計算期（平成17年 9月21日から平成17年10月17日まで） 計算期末における分配対象金額 966,811,297,884円（1万口当たり1,597.15円）のうち、24,213,219,047円（1万口当たり40.00円）を分配金額としております。（外国所得税額98,321,374円控除後の分配金額は24,114,897,673円となります。）		第100計算期（平成18年 3月18日から平成18年4月17日まで） 計算期末における分配対象金額 1,063,451,202,420円（1万口当たり1,611.92円）のうち、26,389,579,248円（1万口当たり40.00円）を分配金額としております。（外国所得税額95,806,617円控除後の分配金額は26,293,772,631円となります。）	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 13,946,747,006円	費用控除後の配当等収益額	A 14,458,917,063円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 17,046,325,142円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —
収益調整金額	C 707,301,246,894円	収益調整金額	C 779,029,340,930円
分配準備積立金額	D 228,516,978,842円	分配準備積立金額	D 269,962,944,427円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 966,811,297,884円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 1,063,451,202,420円
当ファンドの期末残存口数	F 6,053,304,761,782口	当ファンドの期末残存口数	F 6,597,394,812,103口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,597.15円	1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,611.92円
1万口当たりの分配額	H 40.00円	1万口当たりの分配額	H 40.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 24,213,219,047円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 26,389,579,248円

第16特定期間 自 平成17年 5 月18日 至 平成17年11月17日		第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5 月17日	
第95計算期（平成17年10月18日から平成17年11月17日まで） 計算期末における分配対象金額 1, 048, 708, 801, 438円（1 万口当たり1, 698. 90円）のうち、24, 691, 223, 440円（1 万口当たり40. 00円）を分配金額としております。（外国所得税額87, 436, 909円控除後の分配金額は24, 603, 786, 531円となります。）		第101計算期（平成18年 4 月18日から平成18年 5 月17日まで） 計算期末における分配対象金額 1, 060, 702, 537, 928円（1 万口当たり1, 593. 78円）のうち、26, 620, 907, 767円（1 万口当たり40. 00円）を分配金額としております。（外国所得税額35, 280, 990円控除後の分配金額は26, 585, 626, 777円となります。）	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 17, 645, 464, 664円	費用控除後の配当等収益額	A 13, 812, 867, 081円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 69, 236, 031, 184円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —
収益調整金額	C 723, 433, 387, 672円	収益調整金額	C 786, 577, 589, 347円
分配準備積立金額	D 238, 393, 917, 918円	分配準備積立金額	D 260, 312, 081, 500円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 1, 048, 708, 801, 438円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 1, 060, 702, 537, 928円
当ファンドの期末残存口数	F 6, 172, 805, 860, 128口	当ファンドの期末残存口数	F 6, 655, 226, 941, 833口
1 万口当たりの収益分配対象額	G = 10, 000 × E / F 1, 698. 90円	1 万口当たりの収益分配対象額	G = 10, 000 × E / F 1, 593. 78円
1 万口当たりの分配額	H 40. 00円	1 万口当たりの分配額	H 40. 00円
収益分配金金額	I = F × H / 10, 000 24, 691, 223, 440円	収益分配金金額	I = F × H / 10, 000 26, 620, 907, 767円

（関連当事者との取引に関する注記）

第16特定期間 自 平成17年 5 月18日 至 平成17年11月17日		第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5 月17日	
—		「投資信託財産計算規則」附則第14条第2 項を適用し、記載を省略しております。	

（重要な後発事象に関する注記）

第16特定期間 自 平成17年 5 月18日 至 平成17年11月17日		第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5 月17日	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

(その他の注記)

1 元本の増減

第16特定期間 自 平成17年 5 月18日 至 平成17年11月17日		第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5 月17日	
期首元本額	5, 270, 730, 674, 417円	期首元本額	6, 172, 805, 860, 128円
期中追加設定元本額	1, 199, 317, 195, 075円	期中追加設定元本額	987, 927, 130, 450円
期中一部解約元本額	297, 242, 009, 364円	期中一部解約元本額	505, 506, 048, 745円

2 有価証券関係

第16特定期間 自 平成17年 5 月18日 至 平成17年11月17日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	4, 975, 803, 065, 528	93, 013, 750, 808
合計	4, 975, 803, 065, 528	93, 013, 750, 808

第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5 月17日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	5, 032, 655, 599, 075	△176, 029, 097, 548
合計	5, 032, 655, 599, 075	△176, 029, 097, 548

3 デリバティブ取引関係

第16特定期間 自 平成17年 5 月18日 至 平成17年11月17日		第17特定期間 自 平成17年11月18日 至 平成18年 5 月17日	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成18年 5 月17日現在

種類	銘柄	総口数 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド	3, 855, 554, 737, 666	5, 032, 655, 599, 075	
合計		3, 855, 554, 737, 666	5, 032, 655, 599, 075	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 資産・負債の状況

区分	(平成17年11月17日現在)	(平成18年5月17日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	24,071,081,768	144,953,480,113
コール・ローン	11,287,610,148	70,640,422,988
国債証券	5,077,342,088,054	5,205,233,766,100
派生商品評価勘定	179,567,112	508,687,119
現先取引勘定	179,999,744,316	44,829,433,868
未収入金	182,860,714,239	23,573,735,000
未収利息	60,826,029,009	73,291,009,060
前払費用	11,634,671,433	8,593,228,661
流動資産 合計	5,548,201,506,079	5,571,623,762,909
資産合計	5,548,201,506,079	5,571,623,762,909
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	42,927,073	195,552,480
未払金	194,182,638,770	150,455,850,030
未払解約金	24,515,312	98,935,469
流動負債 合計	194,250,081,155	150,750,337,979
負債合計	194,250,081,155	150,750,337,979
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	3,992,617,117,897	4,152,896,985,625
剰余金		
剰余金	1,361,334,307,027	1,267,976,439,305
純資産合計	5,353,951,424,924	5,420,873,424,930
負債・純資産合計	5,548,201,506,079	5,571,623,762,909

(2) 資産・負債の状況に関する事項

(重要な会計方針に関する事項)

項目	自 平成17年 5月18日 至 平成17年11月17日	自 平成17年11月18日 至 平成18年 5月17日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。	(1) 国債証券 同左 (2) 為替予約取引 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左
4. その他	資産・負債の状況は、ファンドの特定期間末の平成17年11月17日現在であります。 なお、当親投資信託は毎月決算を行っており、直前の計算期間は、平成17年10月18日から平成17年11月17日までとなっております。	資産・負債の状況は、ファンドの特定期間末の平成18年 5月17日現在であります。 なお、当親投資信託は毎月決算を行っており、直前の計算期間は、平成18年 4月18日から平成18年 5月17日までとなっております。

(有価証券に関する事項)

自 平成17年 5月18日 至 平成17年11月17日		
売買目的有価証券の計上額等		
種類	計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	5,077,342,088,054	△18,808,078,722
合計	5,077,342,088,054	△18,808,078,722

自 平成17年11月18日 至 平成18年 5月17日		
売買目的有価証券の計上額等		
種類	計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	5,205,233,766,100	△5,743,942,288
合計	5,205,233,766,100	△5,743,942,288

(デリバティブ取引に関する事項)

自 平成17年5月18日
至 平成17年11月17日

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当親投資信託のデリバティブ取引は、運用上生じる信託財産が有するリスクの回避を目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及び有価証券先物取引等に関する社内規則に従って行われております。

(3) 取引に係るリスクの内容

当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しておりますが、当該取引についてはヘッジ対象の市場リスクの減殺を主な目的としており、当該評価損益が財務諸表に与える影響は限定的であります。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。

(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

自 平成17年 5 月18日
至 平成17年11月17日

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	(平成17年11月17日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	56,967,610,631	—	56,946,274,222	△21,336,409
	アメリカ・ドル	19,185,205,000	—	19,152,900,000	△32,305,000
	ユーロ	37,782,405,631	—	37,793,374,222	10,968,591
	売建	57,084,898,533	—	56,926,922,085	157,976,448
	スウェーデン・ク ローネ	9,711,596,400	—	9,661,400,000	50,196,400
	ノルウェー・ク ローネ	27,710,209,033	—	27,601,262,085	108,946,948
	オーストラリア・ ドル	19,663,093,100	—	19,664,260,000	△1,166,900
	合計	114,052,509,164	—	113,873,196,307	136,640,039

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

自 平成17年11月18日
至 平成18年5月17日

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当親投資信託のデリバティブ取引は、運用上生じる信託財産が有するリスクの回避を目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及び有価証券先物取引等に関する社内規則に従って行われております。

(3) 取引に係るリスクの内容

当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しておりますが、当該取引についてはヘッジ対象の市場リスクの減殺を主な目的としており、当該評価損益が財務諸表に与える影響は限定的であります。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。

(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

自 平成17年11月18日
至 平成18年 5 月17日

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	(平成18年 5 月17日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	102,066,977,980	—	101,890,470,000	△176,507,980
	ユーロ	21,898,105,600	—	21,844,400,000	△53,705,600
	イギリス・ポンド	46,447,490,880	—	46,309,760,000	△137,730,880
	オーストラリア・ドル	33,721,381,500	—	33,736,310,000	14,928,500
	売建	108,895,517,019	—	108,405,874,400	489,642,619
	アメリカ・ドル	80,959,781,384	—	80,648,504,305	311,277,079
	ノルウェー・クローネ	27,935,735,635	—	27,757,370,095	178,365,540
合計		210,962,494,999	—	210,296,344,400	313,134,639

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(その他の事項)

(平成17年11月17日現在)	
1. 期首	平成17年 5 月18日
期首元本額	3, 512, 452, 185, 641円
期首から平成17年11月17日までの	
追加設定元本額	627, 651, 998, 947円
一部解約元本額	147, 487, 066, 691円
平成17年11月17日における元本の内訳 (＊)	
ベビーファンド	元本
グローバル・ソブリン・オープン (D C 年金)	196, 002, 668円
グローバル・ソブリン・オープン V A (適格機関投資家専用)	13, 978, 063, 528円
グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)	3, 710, 516, 827, 389円
グローバル・ソブリン・オープン (3 ヶ月決算型)	236, 914, 711, 804円
グローバル・ソブリン・オープン (1 年決算型)	1, 927, 172, 391円
グローバル・ソブリン・オープン V A 2 (適格機関投資家専用)	11, 473, 063, 140円
グローバル・ソブリン・オープン V A 3 (適格機関投資家専用)	17, 611, 276, 977円
2. 平成17年11月17日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たりの純資産額	1. 3410円
(1 万口当たりの純資産額)	13, 410円)

(＊) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(平成18年 5 月17日現在)	
1. 元本の増減	
期首 (平成17年11月18日) 元本額	3, 992, 617, 117, 897円
期首から平成18年 5 月17日までの	
追加設定元本額	352, 369, 908, 891円
一部解約元本額	192, 090, 041, 163円
平成18年 5 月17日現在の元本額	4, 152, 896, 985, 625円
2. 平成18年 5 月17日における元本の内訳 (＊)	
ベビーファンド	元本
グローバル・ソブリン・オープン (D C 年金)	243, 096, 163円
グローバル・ソブリン・オープン V A (適格機関投資家専用)	13, 479, 930, 865円
グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)	3, 855, 554, 737, 666円
グローバル・ソブリン・オープン (3 ヶ月決算型)	249, 579, 721, 656円
グローバル・ソブリン・オープン (1 年決算型)	2, 082, 783, 697円
グローバル・ソブリン・オープン V A 2 (適格機関投資家専用)	11, 419, 808, 795円
グローバル・ソブリン・オープン V A 3 (適格機関投資家専用)	20, 536, 906, 783円
3. 平成18年 5 月17日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たりの純資産額	1. 3053円
(1 万口当たりの純資産額)	13, 053円)

(＊) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成18年5月17日現在

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第25回利付国債（5年）		10,000,000,000	9,925,100,000	
		第26回利付国債（5年）		9,000,000,000	8,916,390,000	
		第35回利付国債（5年）		9,000,000,000	8,903,430,000	
		第38回利付国債（5年）		20,000,000,000	19,913,400,000	
		第190回利付国債（10年）		9,000,000,000	9,143,010,000	
		第191回利付国債（10年）		10,000,000,000	10,153,100,000	
		第194回利付国債（10年）		10,000,000,000	10,220,200,000	
		第199回利付国債（10年）		20,000,000,000	20,489,800,000	
		第200回利付国債（10年）		20,000,000,000	20,427,200,000	
		第201回利付国債（10年）		35,000,000,000	35,747,950,000	
		第202回利付国債（10年）		36,000,000,000	36,899,280,000	
		第203回利付国債（10年）		20,000,000,000	20,423,600,000	
		第221回利付国債（10年）		10,000,000,000	10,260,400,000	
		第223回利付国債（10年）		10,000,000,000	10,170,200,000	
		第224回利付国債（10年）		20,000,000,000	20,426,800,000	
		第225回利付国債（10年）		30,000,000,000	30,744,900,000	
		第226回利付国債（10年）		10,000,000,000	10,205,100,000	
		第227回利付国債（10年）		10,000,000,000	10,097,300,000	
		第228回利付国債（10年）		10,000,000,000	10,049,700,000	
		第232回利付国債（10年）		3,000,000,000	2,965,200,000	
		第234回利付国債（10年）		3,000,000,000	2,987,400,000	
		第237回利付国債（10年）		17,000,000,000	16,950,020,000	
		第253回利付国債（10年）		20,000,000,000	19,798,600,000	
		第262回利付国債（10年）		10,000,000,000	10,056,300,000	
		第273回利付国債（10年）		20,000,000,000	19,304,600,000	
		第377回政府短期証券		15,000,000,000	14,999,700,000	
		第378回政府短期証券		15,000,000,000	14,999,565,000	
		第379回政府短期証券		20,000,000,000	19,999,060,000	
		第382回政府短期証券		10,000,000,000	9,998,790,000	
	小計	銘柄数：	29	441,000,000,000	445,176,095,000	
		組入時価比率：	8.2%		8.6%	
	アメリカ・ドル	US TREASURY BOND '160515		39,000,000.00	45,276,562.50	
		US TREASURY BOND '161115		35,400,000.00	41,960,062.50	
		US TREASURY BOND '220815		23,700,000.00	28,532,578.12	
		US TREASURY BOND '221115		15,000,000.00	18,700,781.25	
		US TREASURY BOND '230215		8,500,000.00	10,141,562.50	
		US TREASURY BOND '230815		48,000,000.00	52,747,500.00	
		US TREASURY BOND '260215		7,000,000.00	7,540,312.50	
		US TREASURY BOND '260815		8,000,000.00	9,361,250.00	
		US TREASURY BOND '261115		5,000,000.00	5,704,687.50	
		US TREASURY BOND '270215		80,000,000.00	92,600,000.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY BOND '270815		21,000,000.00	23,680,781.25	
		US TREASURY BOND '290815		50,000,000.00	55,179,687.50	
		US TREASURY BOND '300515		220,000,000.00	247,225,000.00	
		US TREASURY NOTE '060715		1,000,000,000.00	1,003,125,000.00	
		US TREASURY NOTE '070215		465,000,000.00	469,068,750.00	
		US TREASURY NOTE '070228		120,000,000.00	118,490,625.60	
		US TREASURY NOTE '070331		1,290,000,000.00	1,276,092,187.50	
		US TREASURY NOTE '070515		410,000,000.00	416,406,250.00	
		US TREASURY NOTE '070515		1,235,000,000.00	1,227,667,187.50	
		US TREASURY NOTE '070731		1,170,000,000.00	1,154,917,974.60	
		US TREASURY NOTE '070815		637,000,000.00	645,659,218.75	
		US TREASURY NOTE '070831		220,000,000.00	217,353,125.00	
		US TREASURY NOTE '070930		530,000,000.00	523,209,375.00	
		US TREASURY NOTE '071031		1,280,000,000.00	1,267,200,000.00	
		US TREASURY NOTE '071130		115,000,000.00	113,778,125.00	
		US TREASURY NOTE '071231		385,000,000.00	381,420,705.05	
		US TREASURY NOTE '080131		200,000,000.00	198,062,500.00	
		US TREASURY NOTE '080215		670,000,000.00	676,385,937.50	
		US TREASURY NOTE '080229		450,000,000.00	447,398,437.50	
		US TREASURY NOTE '080515		700,000,000.00	708,750,000.00	
		US TREASURY NOTE '090515		250,000,000.00	253,828,125.00	
		US TREASURY NOTE '090815		680,000,000.00	700,931,250.00	
		US TREASURY NOTE '100215		585,000,000.00	615,255,468.75	
	小計	銘柄数 :	33	12,952,600,000.00	13,053,651,008.37	
					(1,430,941,223,537)	
		組入時価比率 :	26.4%		27.5%	
	カナダ・ドル	CANADIAN GOVT '060901		50,000,000.00	50,221,000.00	
		CANADIAN GOVT '070901		180,000,000.00	180,916,200.00	
		CANADIAN GOVT '090601		90,000,000.00	93,481,200.00	
		CANADIAN GOVT '110601		575,000,000.00	619,844,250.00	
		CANADIAN GOVT '120601		400,000,000.00	419,892,000.00	
		CANADIAN GOVT '130601		600,000,000.00	632,970,000.00	
		CANADIAN GOVT '140601		430,000,000.00	448,859,800.00	
		CANADIAN GOVT '150601		330,000,000.00	333,151,500.00	
		CANADIAN GOVT '290601		260,000,000.00	307,808,800.00	
		CANADIAN GOVT '330601		700,000,000.00	844,375,000.00	
		CANADIAN GOVT '370601		60,000,000.00	66,104,400.00	
	小計	銘柄数 :	11	3,675,000,000.00	3,997,624,150.00	
					(395,604,885,884)	
		組入時価比率 :	7.3%		7.6%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM '070328		370,000,000.00	379,564,500.00	
		BELGIUM KINGDOM '080328		310,000,000.00	323,361,000.00	
		BELGIUM KINGDOM '080729		273,300,000.00	296,708,145.00	
		BELGIUM KINGDOM '100928		340,000,000.00	368,526,000.00	
		BELGIUM KINGDOM '120928		375,000,000.00	399,937,500.00	
		BELGIUM KINGDOM '121224		170,000,000.00	210,783,000.00	
		BELGIUM KINGDOM '130928		70,000,000.00	71,624,000.00	
		BELGIUM KINGDOM '280328		470,000,000.00	550,276,000.00	
		BELGIUM KINGDOM '350328		560,000,000.00	620,928,000.00	
		BUNDES REPUB. '080104		40,000,000.00	41,224,000.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	BUNDES REPUB. '110104		180,000,000.00	192,006,000.00	
		BUNDES REPUB. '120704		650,000,000.00	692,120,000.00	
		BUNDES REPUB. '270704		10,000,000.00	13,089,000.00	
		BUNDES REPUB. '310104		345,000,000.00	407,652,000.00	
		BUNDES REPUB. '340704		850,000,000.00	914,430,000.00	
		ESP GOVT. BOND '061031		350,000,000.00	352,940,000.00	
		ESP GOVT. BOND '070331		7,212,145.25	7,469,618.83	
		ESP GOVT. BOND '071031		160,000,000.00	162,184,000.00	
		ESP GOVT. BOND '080131		914,245,465.37	954,746,539.48	
		ESP GOVT. BOND '110730		435,000,000.00	469,234,500.00	
		ESP GOVT. BOND '120730		230,000,000.00	245,065,000.00	
		ESP GOVT. BOND '130131		340,000,000.00	385,968,000.00	
		ESP GOVT. BOND '140730		130,000,000.00	137,761,000.00	
		ESP GOVT. BOND '150131		160,000,000.00	165,120,000.00	
		ESP GOVT. BOND '170730		100,000,000.00	113,010,000.00	
		ESP GOVT. BOND '290131		530,000,000.00	660,698,000.00	
		ESP GOVT. BOND '320730		740,000,000.00	905,464,000.00	
		ESP GOVT. BOND '370131		500,000,000.00	490,300,000.00	
		FRN GOVT. BOND '061025		30,639,184.00	31,098,465.36	
		FRN GOVT. BOND '070425		39,000,000.00	39,818,610.00	
		FRN GOVT. BOND '070712		1,290,000,000.00	1,311,917,100.00	
		FRN GOVT. BOND '071025		44,219,592.00	45,576,691.27	
		FRN GOVT. BOND '100425		122,800,000.00	131,284,252.00	
		FRN GOVT. BOND '110425		406,500,000.00	457,471,035.00	
		FRN GOVT. BOND '121025		40,000,000.00	42,123,600.00	
		FRN GOVT. BOND '161025		200,000,000.00	216,544,000.00	
		FRN GOVT. BOND '350425		190,000,000.00	203,816,800.00	
		FRN GOVT. BOND '550425		400,000,000.00	378,052,000.00	
		ITL GOVT. BOND '061101		71,000,000.00	72,492,420.00	
		ITL GOVT. BOND '070201		246,000,000.00	252,142,620.00	
		ITL GOVT. BOND '070301		40,000,000.00	40,419,200.00	
		ITL GOVT. BOND '070701		87,500,000.00	90,866,125.00	
		ITL GOVT. BOND '071101		126,500,000.00	131,291,820.00	
		ITL GOVT. BOND '080501		330,000,000.00	340,074,900.00	
		ITL GOVT. BOND '101101		242,400,000.00	259,857,648.00	
		ITL GOVT. BOND '110801		230,000,000.00	245,462,900.00	
		ITL GOVT. BOND '120201		102,000,000.00	107,928,240.00	
		ITL GOVT. BOND '170801		545,000,000.00	592,698,400.00	
		ITL GOVT. BOND '271101		251,000,000.00	316,716,820.00	
		ITL GOVT. BOND '310501		395,000,000.00	475,508,900.00	
		ITL GOVT. BOND '330201		210,000,000.00	246,313,200.00	
	小計	銘柄数 :	51	15,249,316,386.62	16,561,665,549.94	
					(2,331,551,276,120)	
		組入時価比率 :	43.0%		44.8%	
	イギリス・ポンド	UK TREASURY '061207		45,000,000.00	45,693,000.00	
		UK TREASURY '070307		118,000,000.00	117,858,400.00	
		UK TREASURY '071207		50,000,000.00	51,875,000.00	
		UK TREASURY '091207		160,000,000.00	165,104,000.00	
		UK TREASURY '101125		9,600,000.00	10,188,480.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	イギリス・ポンド	UK TREASURY '120307		50,000,000.00	50,755,000.00	
		UK TREASURY '150907		120,000,000.00	121,092,000.00	
	小計	銘柄数 :	7	552,600,000.00	562,565,880.00	
					(116,338,623,984)	
		組入時価比率 :	2.1%		2.2%	
	スウェーデン・クローネ	SWED GOVT. BOND '070815		2,000,000,000.00	2,128,340,000.00	
		SWED GOVT. BOND '080505		1,300,000,000.00	1,386,840,000.00	
		SWED GOVT. BOND '090128		1,200,000,000.00	1,255,668,000.00	
		SWED GOVT. BOND '110315		900,000,000.00	968,571,000.00	
		SWED GOVT. BOND '121008		200,000,000.00	220,620,000.00	
		SWED GOVT. BOND '140505		950,000,000.00	1,142,261,000.00	
	小計	銘柄数 :	6	6,550,000,000.00	7,102,300,000.00	
					(106,321,431,000)	
		組入時価比率 :	2.0%		2.0%	
	ノルウェー・クローネ	NORWEGIAN GOVT. '070115		1,200,000,000.00	1,228,200,000.00	
		NORWEGIAN GOVT. '130515		1,350,000,000.00	1,545,480,000.00	
		NORWEGIAN GOVT. '150515		1,400,000,000.00	1,486,520,000.00	
	小計	銘柄数 :	3	3,950,000,000.00	4,260,200,000.00	
					(76,470,590,000)	
		組入時価比率 :	1.4%		1.5%	
	デンマーク・クローネ	KINGDOM DENMARK '071115		105,000,000.00	110,587,050.00	
		KINGDOM DENMARK '091115		2,000,000,000.00	2,156,600,000.00	
		KINGDOM DENMARK '101115		550,000,000.00	557,562,500.00	
		KINGDOM DENMARK '111115		1,800,000,000.00	1,996,470,000.00	
		KINGDOM DENMARK '131115		3,800,000,000.00	4,064,822,000.00	
	小計	KINGDOM DENMARK '151115		2,200,000,000.00	2,195,798,000.00	
		銘柄数 :	6	10,455,000,000.00	11,081,839,550.00	
				(209,225,130,704)		
組入時価比率 :		3.9%		4.0%		
オーストラリア・ドル		AUD GOVT. BOND '061115		130,300,000.00	130,869,411.00	
	AUD GOVT. BOND '090915		430,200,000.00	452,630,628.00		
	AUD GOVT. BOND '130515		240,000,000.00	249,832,800.00		
	AUD GOVT. BOND '150415		270,000,000.00	278,623,800.00		
小計	銘柄数 :	4	1,070,500,000.00	1,111,956,639.00		
				(93,604,509,871)		
	組入時価比率 :	1.7%		1.8%		
合計					5,205,233,766,100	
					(4,760,057,671,100)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
資産・負債の状況に関する事項として記載しているため省略しております。



ファンドの現況

【純資産額計算書】

(平成18年 6 月30日現在)

I 資産総額	5, 248, 992, 095, 520円
II 負債総額	6, 838, 429, 889円
III 純資産総額 (I - II)	5, 242, 153, 665, 631円
IV 発行済数量	6, 730, 016, 233, 154口
V 1 単位 (1 万口) 当たり純資産額 (III / IV)	7, 789円

(参考) グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド 純資産額計算書

(平成18年 6 月30日現在)

I 資産総額	5, 632, 225, 301, 114円
II 負債総額	6, 010, 026, 458円
III 純資産総額 (I - II)	5, 626, 215, 274, 656円
IV 発行済数量	4, 159, 803, 390, 430口
V 1 単位 (1 万口) 当たり純資産額 (III / IV)	13, 525円



設定及び解約の実績



	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成9年12月18日 至 平成10年5月17日	79,188,630,261	0	79,188,630,261
第2特定期間	自 平成10年5月18日 至 平成10年11月17日	70,025,082,080	50,399,292,572	98,814,419,769
第3特定期間	自 平成10年11月18日 至 平成11年5月17日	48,962,455,904	12,492,145,532	135,284,730,141
第4特定期間	自 平成11年5月18日 至 平成11年11月17日	37,982,938,365	17,708,533,133	155,559,135,373
第5特定期間	自 平成11年11月18日 至 平成12年5月17日	27,301,379,376	23,799,210,754	159,061,303,995
第6特定期間	自 平成12年5月18日 至 平成12年11月17日	94,906,702,388	22,190,424,163	231,777,582,220
第7特定期間	自 平成12年11月18日 至 平成13年5月17日	155,034,512,194	58,564,935,590	328,247,158,824
第8特定期間	自 平成13年5月18日 至 平成13年11月19日	267,637,635,353	43,413,625,278	552,471,168,899
第9特定期間	自 平成13年11月20日 至 平成14年5月17日	383,405,344,710	63,496,263,616	872,380,249,993
第10特定期間	自 平成14年5月18日 至 平成14年11月18日	522,711,713,332	74,676,596,442	1,320,415,366,883
第11特定期間	自 平成14年11月19日 至 平成15年5月19日	942,688,566,452	137,953,722,233	2,125,150,211,102
第12特定期間	自 平成15年5月20日 至 平成15年11月17日	1,051,955,788,960	255,933,724,623	2,921,172,275,439
第13特定期間	自 平成15年11月18日 至 平成16年5月17日	1,096,891,800,283	162,657,404,093	3,855,406,671,629
第14特定期間	自 平成16年5月18日 至 平成16年11月17日	821,777,130,825	263,792,237,458	4,413,391,564,996
第15特定期間	自 平成16年11月18日 至 平成17年5月17日	1,087,337,809,845	229,998,700,424	5,270,730,674,417
第16特定期間	自 平成17年5月18日 至 平成17年11月17日	1,199,317,195,075	297,242,009,364	6,172,805,860,128
第17特定期間	自 平成17年11月18日 至 平成18年5月17日	987,927,130,450	505,506,048,745	6,655,226,941,833
	自 平成18年5月18日 至 平成18年6月30日	186,460,308,037	111,671,016,716	6,730,016,233,154

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

国際投信投資顧問株式会社

Kokusai Asset Management Co., Ltd.

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号（〒100-0005）

☎ 0120-759311

平日 9:00 ～ 17:00 土・日・祝日を除く（半休日のときは午前9時～正午）

<http://www.kokusai-am.co.jp>

国際投信投資顧問株式会社

Kokusai Asset Management Co., Ltd.

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号（〒100-0005）

☎ 0120-759311

平日 9:00 ～ 17:00 土・日・祝日を除く（半休日のときは午前 9 時～正午）

<http://www.kokusai-am.co.jp>